

INNOVATION

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

平成28年11月

株式会社イノベーション

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式335,539千円(見込額)の募集及び株式115,650千円(見込額)の売出し(引受人の買取引受による売出し)並びに株式76,329千円(見込額)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を平成28年11月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社イノベーション

INNOVATION

東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社の概況等を要約・作成したものであります。詳細は、本文の該当ページをご参照下さい。

1 事業の概況

創業者の富田直人は、テレアポや飛び込み訪問といった無駄の多い法人営業に課題を持っており、法人営業の新しいスタイルを創造することを志し、2000年末、インターネットを用いて法人営業を効率化する事業を開始いたしました。

これにより、営業の生産性を向上させ、働く人全てが創造性の高い仕事に没頭でき、働きやすくなるだけではなく、企業の売上・利益の向上にも貢献するべく事業を展開しております。具体的には、インターネットを活用して非効率な法人営業を効率化させる事業を行っております。

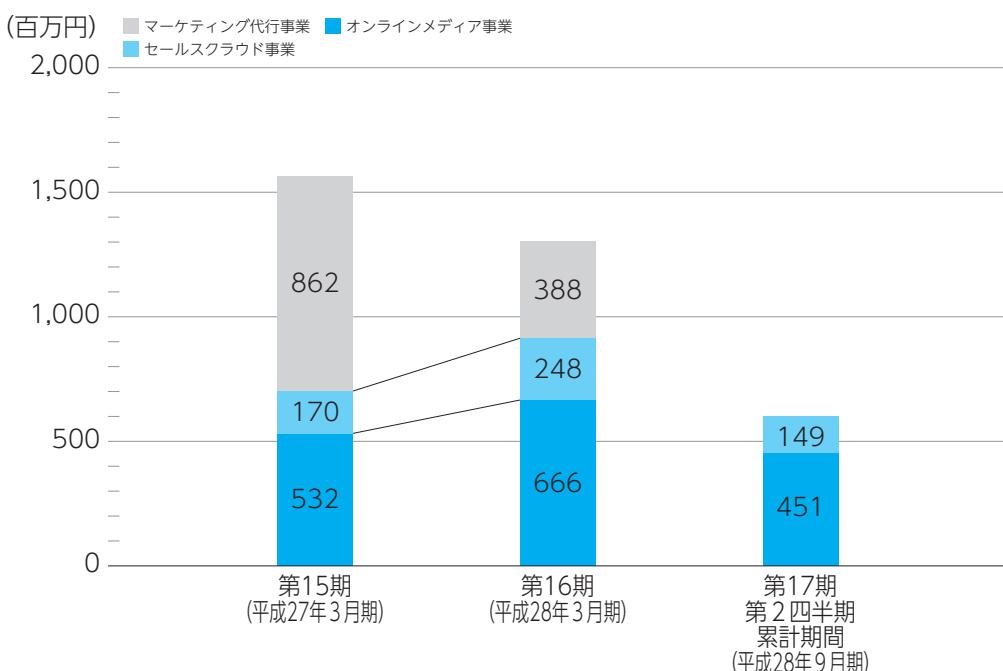
法人営業のプロセスを「認知⇒見込み顧客（注1）情報入手⇒見込み顧客育成⇒提案・クロージング⇒アップセル・クロスセル（注2）」の5領域と定義し、主に「認知⇒見込み顧客情報入手」までの2領域の効率化を「オンラインメディア事業」にて支援し、「見込み顧客育成⇒提案・クロージング⇒アップセル・クロスセル」の3領域の効率化を「セールスクラウド事業」で支援しております。このように法人営業の5領域全ての工程において顧客の課題に応じて最適と考えられるサービスを提案できることが当社の事業の特徴です。



（注1）見込み顧客とは、製品やサービスに興味があり購入する可能性がある企業内個人を指します。

（注2）アップセルとは、以前、購入・契約いただいたものより上級グレードの製品あるいはサービスの購入を顧客に促すこと。クロスセルとは、購入・契約済みの製品あるいはサービスの関連商品の購入を顧客に促すことを意味しております。

売上高の推移



（注）売上高には、消費税等は含まれておりません。

（注）マーケティング代行事業は、第16期をもって終了しております。

2 法人営業を効率化させる事業の内容

オンラインメディア事業

オンラインメディア事業では、法人向けIT製品の比較・資料請求サイトである「ITトレンド」と、法人向けアウトソーシングサービスの比較・資料請求サイトである「BIZトレンド」の運営をしております。「ITトレンド」・「BIZトレンド」は、当社の顧客となるIT製品やアウトソーシングサービスの提供企業（以下「掲載企業」という。）にとっては、自社のIT製品やアウトソーシングサービスを掲載することができ、サイトへ来訪するユーザが掲載情報を閲覧することによって認知を得ることができます。また、ユーザからの資料請求によって見込み顧客の社名や氏名等の情報を入手することができます。一方、サイトを閲覧し利用する企業内個人であるユーザにとっては自社の課題に適したIT製品やアウトソーシングサービスを複数の製品や会社から比較検討ができ、その場で資料請求が一括ができるサイトです。

ITトレンド

勤怠管理システムや会計システム等の法人向けIT製品の比較・資料請求サイト。
<http://it-trend.jp>



BIZトレンド

研修、人事、採用、給与計算など法人向けアウトソーシングサービスの比較・資料請求サイト。
<http://biz-trend.jp>



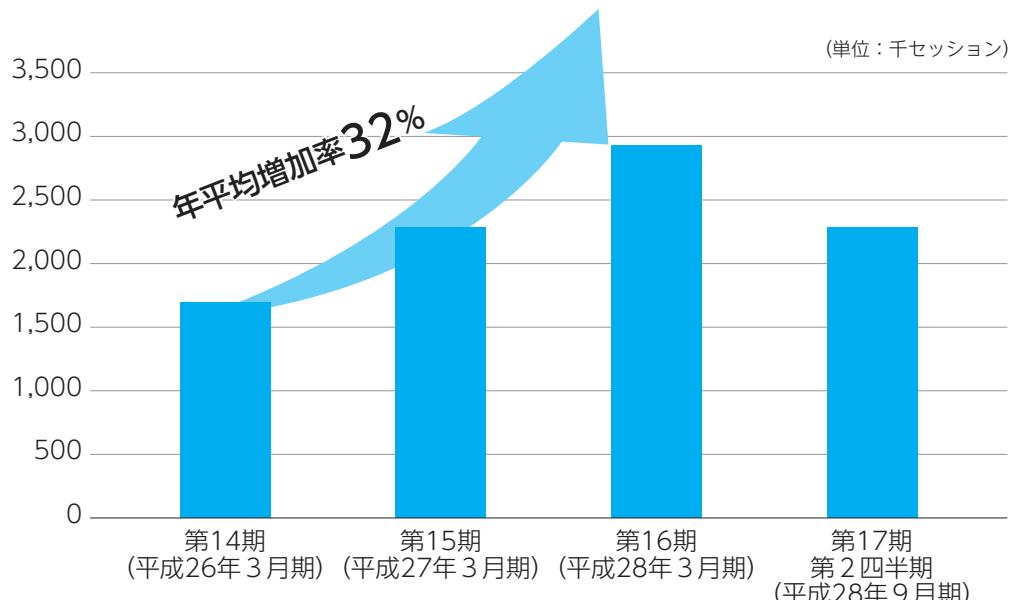
オンラインメディア事業の特徴

- 掲載企業は初回掲載時の初期費用のみで製品数やサービス数に関わらず掲載が可能。
- 資料請求（見込み顧客情報入手）の1件毎の成果報酬課金。
- サイトへの集客は検索エンジンが中心。
- サイトを閲覧し利用するユーザは、無料で資料請求が可能で、会員登録の必要なし。

法人向けIT製品やアウトソーシングサービスを販売している掲載企業にとっては、1件毎の成果報酬課金にて見込み顧客情報を入手することができます。また、検索エンジンでユーザ自ら検索し、商品への問い合わせがなされたことに伴い効率よく見込み顧客情報を入手することが可能となります。

ユーザにとっては、情報を欲しいタイミングで、インターネット上の検索エンジンを通じて自社の課題に適したIT製品や法人向けアウトソーシングサービスを複数の製品や会社から比較検討ができ、その場で資料請求やお問い合わせが一括ができるという点において、利便性が高まります。

ITトレンド及びBIトレンドのセッション数（注）（訪問数）の推移



(注)「セッション数」とは、特定の期間にWebサイトで発生した一連の操作のことで、「Googleアナリティクス」にて計測しております。

セールスクラウド事業

セールスクラウド事業では、法人営業に特化したマーケティングオートメーション（注）ツールである「List Finder」の提供、オンライン商談システム「bellFace（提供元：ベルフェイス株式会社）」の代理販売、及びこれらを基軸としたWebサイトへの集客施策等に関するコンサルティングサービスを提供しております。

「List Finder」の導入企業は、自社のWebサイトへの閲覧状況を把握した上で適切なタイミングで営業活動を行うことが可能になると考えております。適切なタイミングになるまでは、「List Finder」を通じてメール配信によって情報提供を継続することで見込み顧客を顧客へと育成する活動（見込み顧客育成）に役立たせることが可能になると考えております。

また、「bellFace」の導入企業は、電話と自社のWebサイトを活用して、インサイドセールス（非訪問営業）環境を実現することができます。これにより、導入企業では訪問営業による提案からクロージングに至る時間やアップセル・クロスセルに要する時間を削減することにより、「提案・クロージング」、「アップセル・クロスセル」の効率化を可能にすると考えております。



「List Finder」の導入企業は、自社のWebサイトへの閲覧状況を把握した上で適切なタイミングで営業活動を行うことが可能になると考えております。適切なタイミングになるまでは、「List Finder」を通じてメール配信によって情報提供を継続することで見込み顧客の育成活動に役立たせることが可能になると考えております。



「bellFace」の導入企業は、電話と自社のWebサイトを活用して、インサイドセールス（非訪問営業）環境を実現することができます。これにより、導入企業では訪問営業による提案からクロージングに至る時間やアップセル・クロスセルに要する時間を削減することにより、「提案・クロージング」、「アップセル・クロスセル」の効率化を可能にすると考えております。

(注) マーケティングオートメーションとは、マーケティング活動におけるプロセスの自動化や効率化を支援するシステムの総称であり、見込み顧客情報を管理し、中長期に渡って良好な関係性を築くためのコミュニケーションや最適なタイミングで営業に引き渡す事に必要な煩雑な業務を自動化するために開発されたツールのことです。

当事業の主要なサービスであるList Finderの主要な機能等

① Webサイトにおける企業情報の解析機能

IPアドレス情報を活用して自社のWebサイトに来訪した企業名を取得できます。

Webサイトにおける企業内個人の行動分析機能

導入企業は見込み顧客情報をList Finderに登録した上で、当該見込み顧客が

② List Finderから生成される固有のパラメータ(注)を付与したURLにアクセスした場合、企業内個人の自社のWebサイト閲覧情報を導入企業のList Finder管理画面に表示させることができます。

③ メール配信機能

名刺交換やセミナー参加後の企業内個人にメールを配信できます。

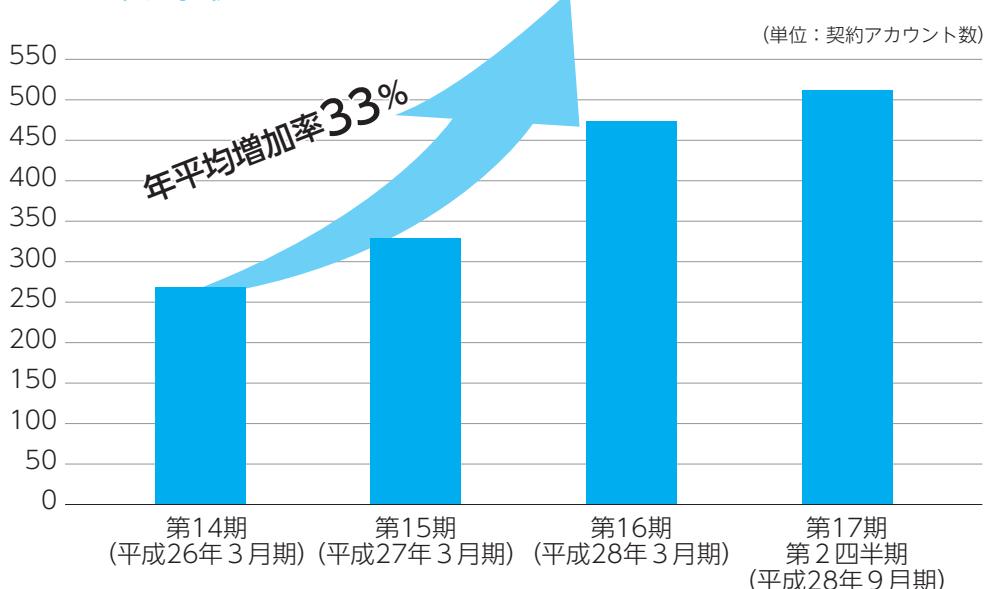
Webサイトのアクセス解析機能

自社のWebサイトの来訪者数やページビュー数など自社のWebサイトへのアクセス状況を解析できます。

フォーム作成機能

自社のWebサイトにセミナー参加の申込みに必要な情報を入力する画面等を簡易的に作成できます。

契約アカウント数の推移



「List Finder」は、平成28年10月時点において500アカウント以上の契約があり、法人営業に特化した機能に絞込み、サービス力とコンサルティングサービスも含めた製販一体のサポート力、及び当社のクライアント基盤を背景に順調に増加しています。

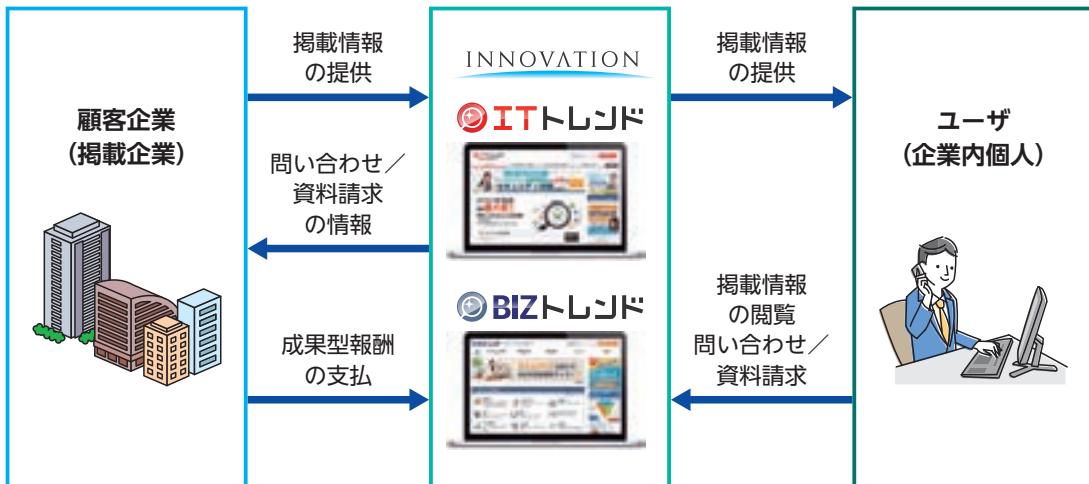
(注) 固有のパラメータとはList Finderが生成する登録個人情報固有のURLパラメータを指します。

URLパラメータとは、サーバに情報を送るためにURLに付け加える変数のことです。

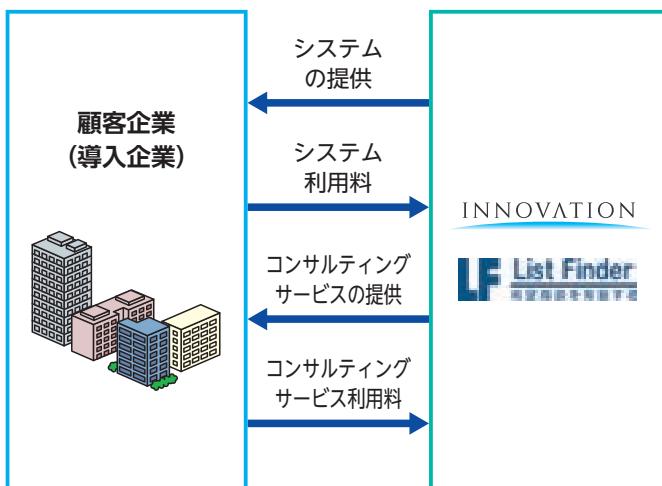
クエッショナマーク(?)をURLの末尾に付け、「変数(パラメータ)=値」の形式でサーバに送信するデータをURLに含めることができます。

事業系統図

オンラインメディア事業



セールスクラウド事業



3 今後の事業展開の方針

当社の事業展開として、技術革新や顧客ニーズの変化にいち早く対応できる柔軟な経営判断及び組織運営を心がけるとともに、機能改善や新機能追加等を迅速かつ継続的に進めていきます。

また、当社のさらなる成長のためには、事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていくことで収益基盤を拡大することが必要不可欠であると考えています。現在、法人営業を効率化する各種インターネットサービスでは、見込み顧客の行動履歴等のデジタル情報が蓄積されております。これらの蓄積されたデジタル情報を活用することが事業内容の多様化や新規事業に必要不可欠であると考えているため、蓄積されたデジタル情報を個人情報を特定しない形式にてデータ活用し、それらの分析及び活用に積極的に取り組んでいきたいと考えています。

4 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

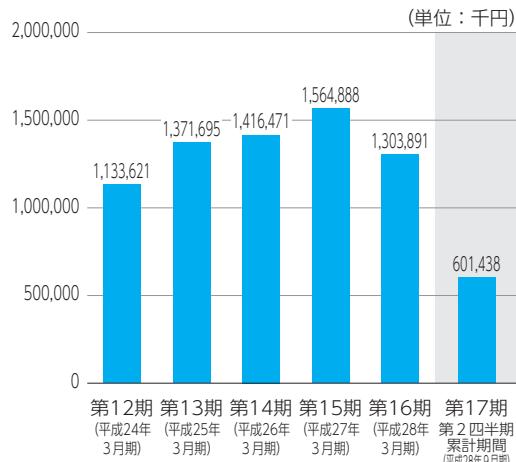
回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第2四半期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成28年9月
売上高 (千円)	1,133,621	1,371,695	1,416,471	1,564,888	1,303,891	601,438
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	31,332	33,070	△14,727	44,782	4,765	126,335
当期(四半期)純利益 又は当期純損失 (△) (千円)	1,712	2,820	△16,159	6,128	13,172	83,726
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	32,000	32,000	33,105	33,430	98,616	98,616
発行済株式総数 (株)	586	586	603	608	699,000	699,000
純資産額 (千円)	90,289	93,109	79,160	85,938	229,484	313,211
総資産額 (千円)	410,782	404,910	413,319	463,646	615,852	685,402
1株当たり純資産額 (円)	154,077.21	158,889.61	131,277.38	141.35	328.30	—
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期(四半期)純利益 又は当期純損失 (△) (円)	2,922.50	4,812.39	△27,566.41	10.16	19.58	119.78
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.0	23.0	19.2	18.5	37.3	45.7
自己資本利益率 (%)	1.9	3.1	—	7.4	8.4	30.9
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	89,240	△122,994	136,656
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△15,746	△3,887	△9,463
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△25,826	301,136	△68,320
現金及び現金同等物の 期末(四半期末)残高 (千円)	—	—	—	129,363	303,618	362,490
従業員数 [外、平均臨時雇用者数] (名)	64 [—]	76 [—]	78 [—]	76 [—]	73 [—]	78 [—]

(注)

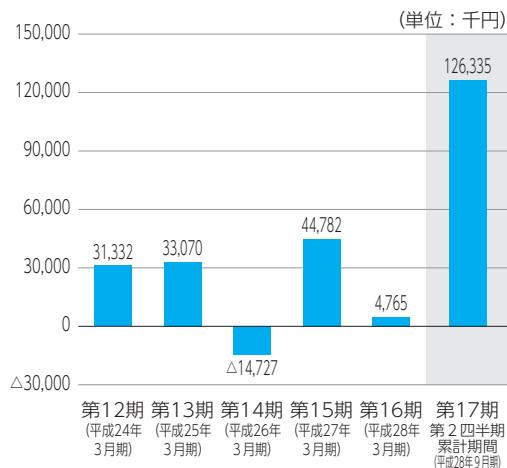
- 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 持分法を適用した場合の投資利益については、第14期から第15期までについては、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、第12期から第13期及び第16期、第17期第2四半期については、関連会社が存在しないため記載を省略しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 第14期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
- 第12期から第14期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成していないためキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
- 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10以下のため、記載を省略しております。
- 主要な経営指標等のうち、第12期から第14期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しております。金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
- 第15期及び第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。なお、第17期第2四半期の四半期財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により四半期レビューを受けております。
- 第15期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期(四半期)純利益額を算定しております。
- 平成28年2月29日付で株式1株につき1,000株の分割を行っております。
そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 第2四半期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月	平成28年9月
1株当たり純資産額 (円)	154.08	158.89	131.28	141.35	328.30	—
1株当たり当期(四半期)純利益 又は当期純損失 (△) (円)	2.92	4.81	△27.57	10.16	19.58	119.78
潜在株式調整後 1株当たり当期(四半期)純利益 (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—	—

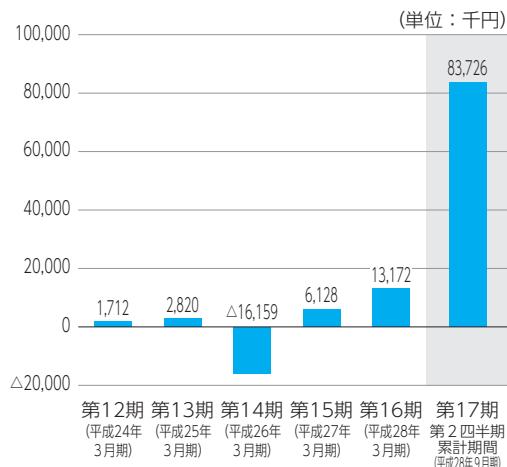
売上高



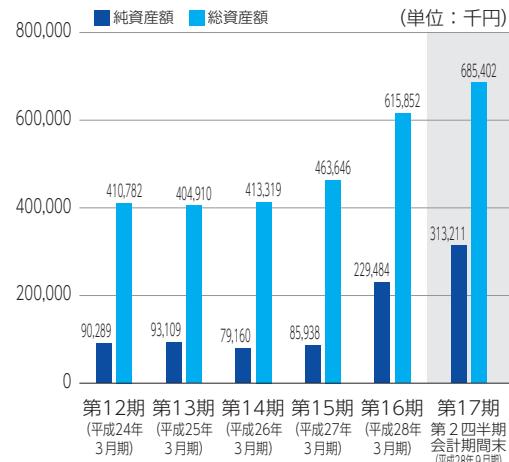
経常利益又は経常損失 (△)



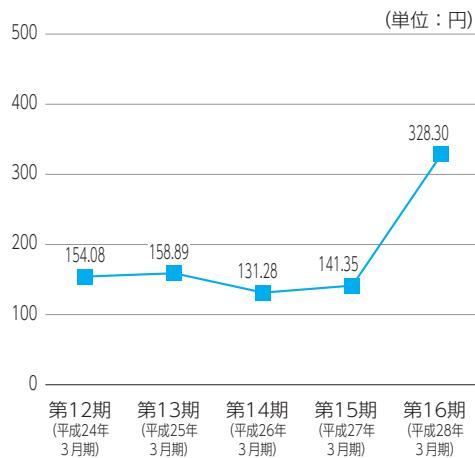
当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



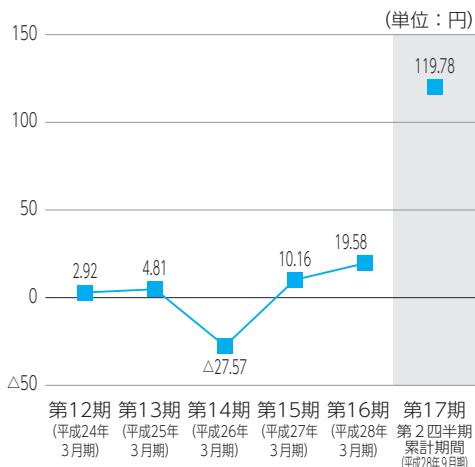
純資産／総資産額



1株当たり純資産額



1株当たり当期 (四半期) 純利益又は当期純損失 (△)



(注) 当社は、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割をおこなっております。上記「1株当たり純資産額」「1株当たり当期 (四半期) 純利益又は当期純損失(△)」の各グラフでは、第12期の期首に当該株式分割がおこなわれたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【証券情報】	2
第1 【募集要項】	2
1 【新規発行株式】	2
2 【募集の方法】	3
3 【募集の条件】	4
4 【株式の引受け】	5
5 【新規発行による手取金の使途】	5
第2 【売出要項】	6
1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】	6
2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】	7
3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】	8
【募集又は売出しに関する特別記載事項】	9
第二部 【企業情報】	11
第1 【企業の概況】	11
1 【主要な経営指標等の推移】	11
2 【沿革】	13
3 【事業の内容】	14
4 【関係会社の状況】	19
5 【従業員の状況】	19
第2 【事業の状況】	20
1 【業績等の概要】	20
2 【生産、受注及び販売の状況】	23
3 【対処すべき課題】	24
4 【事業等のリスク】	26
5 【経営上の重要な契約等】	30
6 【研究開発活動】	30
7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	30
第3 【設備の状況】	33
1 【設備投資等の概要】	33
2 【主要な設備の状況】	34
3 【設備の新設、除却等の計画】	34

	頁
第4 【提出会社の状況】	35
1 【株式等の状況】	35
2 【自己株式の取得等の状況】	47
3 【配当政策】	47
4 【株価の推移】	47
5 【役員の状況】	48
6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	49
第5 【経理の状況】	56
1 【財務諸表等】	57
第6 【提出会社の株式事務の概要】	97
第7 【提出会社の参考情報】	98
1 【提出会社の親会社等の情報】	98
2 【その他の参考情報】	98
第四部 【株式公開情報】	99
第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】	99
第2 【第三者割当等の概況】	100
1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】	100
2 【取得者の概況】	102
3 【取得者の株式等の移動状況】	103
第3 【株主の状況】	104
監査報告書	卷末

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	関東財務局長	
【提出日】	平成28年11月18日	
【会社名】	株式会社イノベーション	
【英訳名】	Innovation Inc.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長	富田 直人
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号	
【電話番号】	03-5766-3800(代表)	
【事務連絡者氏名】	管理部門担当取締役 岸本 真行	
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号	
【電話番号】	03-5766-3800(代表)	
【事務連絡者氏名】	管理部門担当取締役 岸本 真行	
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集(売出)金額】	募集金額	
	ブックビルディング方式による募集	335,539,200円
	売出金額	
	(引受人の買取引受による売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	115,650,000円
	(オーバーアロットメントによる売出し)	
	ブックビルディング方式による売出し	76,329,000円
	(注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額(会社法上の払込金額の総額)であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。	
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。	

第一部 【証券情報】

第1 【募集要項】

1 【新規発行株式】

種類	発行数(株)	内容
普通株式	153,600(注) 2	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

- (注) 1. 平成28年11月18日開催の取締役会決議によっております。
2. 発行数については、平成28年12月5日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
3. 「第1 募集要項」に記載の募集(以下「本募集」という。)並びに後記「第2 売出要項 1 売出株式(引受人の買取引受による売出し)」及び「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)」に記載の引受人の買取引受による当社普通株式の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)に伴い、その需要状況を勘案し、29,700株を上限として、SMB日興証券株式会社が当社株主である富田直人(以下「貸株人」という。)より借り入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しに際しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。これに関連して、当社は、平成28年11月18日開催の取締役会において、本募集とは別に、SMB日興証券株式会社を割当先とする第三者割当による当社普通株式29,700株の新規発行(以下「本第三者割当増資」という。)を決議しております。その内容に際しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 第三者割当増資について」をご参照ください。
4. 当社は、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者(以下「第1 募集要項」において「引受人」という。)に対し、上記引受株式数のうち、15,200株を上限として、当社従業員への福利厚生等を目的に、当社従業員持株会を当社が指定する販売先(親引け先)として要請する予定であります。
なお、親引けは、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、発行者が指定する販売先への売付け(販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。)であります。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに連してロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に際しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【募集の方法】

平成28年12月13日に決定される予定の引受価額にて、引受人は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受価額は平成28年12月5日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額(発行価額)以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所(以下「取引所」という。)の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式(株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況を把握したうえで発行価格等を決定する方法をいう。)により決定する価格で行います。

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	153,600	335,539,200	181,585,920
計(総発行株式)	153,600	335,539,200	181,585,920

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額(見込額)の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。なお、平成28年11月18日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、平成28年12月13日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,570円)で算出した場合、本募集における発行価格の総額(見込額)は394,752,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受 価額 (円)	払込 金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 平成28年12月14日(水) 至 平成28年12月19日(月)	未定 (注) 4	平成28年12月20日(火)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、平成28年12月5日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、平成28年12月13日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受け付けに当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、平成28年12月5日開催予定の取締役会において決定する予定であります。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び平成28年12月13日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とし、平成28年12月13日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、平成28年12月21日(以下「上場(売買開始)日」という。)の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」という。)の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

7. 申込みに先立ち、平成28年12月6日から平成28年12月12日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は新株式の発行を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の全国の本支店及び営業所で申込みの取り扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 渋谷駅前支店	東京都渋谷区道玄坂一丁目7番4号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数(株)	引受けの条件
SMB C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号		
株式会社SBI証券	東京都港区六本木一丁目6番1号		
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	未定	
いよいし証券株式会社	東京都中央区八丁堀二丁目14番1号		
エース証券株式会社	大阪府大阪市中央区本町二丁目6番11号		
マネックス証券株式会社	東京都千代田区麹町二丁目4番地1		
計	—	153,600	—

- (注) 1. 各引受人の引受株式数は、平成28年12月5日に決定する予定であります。
 2. 上記引受人と発行価格決定日(平成28年12月13日)に元引受契約を締結する予定であります。
 3. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
363,171,840	8,000,000	355,171,840

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(2,570円)を基礎として算出した見込額であります。
 2. 発行諸費用の概算額には、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。
 3. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。

(2) 【手取金の使途】

上記の手取概算額355,171,840円及び「1 新規発行株式」の(注)3に記載の第三者割当増資の手取概算額上限69,976,000円については、運転資金として平成29年3月期に9,355,264円、平成30年3月期に116,308,192円及び平成31年3月期に299,484,384円を充当する予定であります。

運転資金の内訳としましては、人材採用関連費として平成29年3月期に2,030,840円、平成30年3月期に11,759,997円、平成31年3月期10,959,993円、自社製品の展示会等への出展のための販売促進に係る費用として平成29年3月期に4,290,000円、平成30年3月期に27,762,000円及び平成31年3月期に55,770,000円、提供するサービス等の認知度向上のための広告宣伝費として平成30年3月期に51,520,000円、平成31年3月期164,226,233円、顧客の増加に伴うサーバ利用料の増加費として平成29年3月期に3,034,424円、平成30年3月期に25,266,195円及び平成31年3月期に68,528,158円にそれぞれ充当する予定であります。

なお、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用する予定であります。

第2 【売出要項】

1 【売出株式(引受人の買取引受による売出し)】

平成28年12月13日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者(以下「第2 売出要項」において「引受人」という。)は、下記売出し人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額(売出価格、発行価格と同一の価格)で売出を行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数(株)		売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	45,000	115,650,000	東京都渋谷区 富田直人 30,000株 東京都品川区 岸本真行 15,000株
計(総売出株式)	—	45,000	115,650,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の有価証券上場規程施行規則により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、29,700株を上限として、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 4 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)6に記載した振替機関と同一であります。
7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,570円)で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件(引受人の買取引受による売出し)】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 平成28年 12月14日(水) 至 平成28年 12月19日(月)	100	未定 (注) 2	引受人の本店 及び全国各支 店	東京都千代田区丸の内三丁 目3番1号 S M B C 日興証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 1 と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(平成28年12月13日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7 に記載した販売方針と同様であります。

3 【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数(株)	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
一 入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
一 入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式 ブックビルディング方式	29,700	76,329,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	29,700	76,329,000

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案して行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しがあります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則により規定されています。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 6に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格(2,570円)で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

(1) 【入札方式】

- ① 【入札による売出し】
該当事項はありません。

- ② 【入札によらない売出し】
該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格(円)	申込期間	申込株数単位(株)	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注) 1	自 平成28年12月14日(水) 至 平成28年12月19日(月)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式会社の本店及び全国各支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 売出しに必要な条件については、売出価格決定日(平成28年12月13日)に決定する予定であります。
3. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第2 売出要項 2 売出しの条件(引受人の買取引受による売出し) (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。
4. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
5. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における新規発行株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMB C 日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、29,700株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMB C 日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式(以下「借入株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。なお、当該売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況により減少する、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに連して、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合は、当社はSMB C 日興証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数(以下「上限株式数」という。)を上限として、本第三者割当増資の割当を受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を、平成29年1月18日を行使期限として付与します。

SMB C 日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場(売買開始)日から平成29年1月18日までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、上限株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があり、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMB C 日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わないか、又は上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMB C 日興証券株式会社は、上限株式数からシンジケートカバー取引により買付けた株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使し本第三者割当増資の割当に応じる予定であります。したがって、本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数が減少する、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

SMB C 日興証券株式会社が本第三者割当増資に応じる場合には、SMB C 日興証券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しによる手取金をもとに払込みを行います。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、平成28年12月13日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMB C 日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れは行われません。したがって、SMB C 日興証券株式会社はグリーンシューオプションを全く行使しないため、失権により、本第三者割当増資による新株式発行は全く行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 第三者割当増資について

上記「2 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載のSMB C 日興証券株式会社を割当先とする本第三者割当増資について、当社が平成28年11月18日開催の取締役会において決議した内容は、以下のとおりであります。

(1)	募集株式の数	当社普通株式 29,700株
(2)	払込金額	未定(注)1
(3)	増加する資本金及び 資本準備金に関する事項	増加する資本金の額は、割当価格に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。(注)2
(4)	払込期日	平成29年1月23日(月)

(注) 1. 払込金額は、本募集による新株式発行における払込金額(会社法上の払込金額)と同一といたします。

2. 割当価格は、1株につき本募集における新株式の引受価額と同一とし、平成28年12月13日に決定します。

4 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに關し、貸株人かつ売出人である富田直人、売出人である岸本真行、当社株主かつ当社役員である遠藤俊一、当社株主である株式会社NTI、イノベーション社員持株会、関口陽一及び鈴木陽三、当社新株予約権者かつ当社役員である長谷川正和、並びに当社新株予約権者である齊藤和馬、宮村佳祐、川上明、新田克也及び前山奈津子は、SMB C 日興証券株式会社(主幹事会社)に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場(売買開始)日から起算して180日目の平成29年6月18日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式(潜在株式を含む。)の売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社との間で、ロックアップ期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却(本第三者割当増資に係る新株式発行並びに株式分割及びストック・オプション等に關わる発行を除く。)を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める有価証券上場規程施行規則の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当等に關し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

5 当社指定販売先への売付け(親引け)について

当社は、本募集並びに引受人の買取引受による売出しにおいて、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従い、当社従業員への福利厚生等を目的として当社従業員持株会に対し、公募による募集株式及び売出株式のうち15,200株を上限として売付けることを引受人に要請する予定であります。

なお、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第2項に基づき、当社が指定する販売先への売付け(親引け)として、当社は親引け予定先の状況等につき公表し、主幹事会社は親引け予定先から売付ける株式数を対象として継続所有に関する確約を書面により取り付けます。

第二部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
売上高 (千円)	1,133,621	1,371,695	1,416,471	1,564,888	1,303,891
経常利益 又は経常損失(△) (千円)	31,332	33,070	△14,727	44,782	4,765
当期純利益 又は当期純損失(△) (千円)	1,712	2,820	△16,159	6,128	13,172
持分法を適用した 場合の投資利益 (千円)	—	—	—	—	—
資本金 (千円)	32,000	32,000	33,105	33,430	98,616
発行済株式総数 (株)	586	586	603	608	699,000
純資産額 (千円)	90,289	93,109	79,160	85,938	229,484
総資産額 (千円)	410,782	404,910	413,319	463,646	615,852
1株当たり純資産額 (円)	154,077.21	158,889.61	131,277.38	141.35	328.30
1株当たり配当額 (1株当たり 中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	2,922.50	4,812.39	△27,566.41	10.16	19.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	22.0	23.0	19.2	18.5	37.3
自己資本利益率 (%)	1.9	3.1	—	7.4	8.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	89,240	△122,994
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△15,746	△3,887
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	—	—	—	△25,826	301,136
現金及び現金同等物 の期末残高 (千円)	—	—	—	129,363	303,618
従業員数 〔外、平均臨時 雇用者数〕 (名)	64 [—]	76 [—]	78 [—]	76 [—]	73 [—]

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 持分法を適用した場合の投資利益については、第14期から第15期までについては、利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、第12期から第13期及び第16期については、関連会社が存在しないため記載を省略しております。
- 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 第14期の自己資本利益率は、当期純損失を計上しているため記載しておりません。
- 株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。

6. 第12期から第14期までは、キャッシュ・フロー計算書を作成していないためキャッシュ・フローに係る各項目については記載しておりません。
 7. 平均臨時雇用者数は、その総数が従業員数の100分の10以下ため、記載を省略しております。
 8. 主要な経営指標等のうち、第12期から第14期については会社計算規則(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
 9. 第15期及び第16期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。
 10. 第15期より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日公表分)、「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日公表分)及び「1株当たり当期純利益に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第9号 平成22年6月30日)を適用しております。当社は平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、第15期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益額を算定しております。
 11. 平成28年2月29日付で株式1株につき1,000株の分割を行っております。
- そこで、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、第12期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると以下のとおりとなります。なお、第12期、第13期及び第14期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、新日本有限責任監査法人の監査を受けておりません。

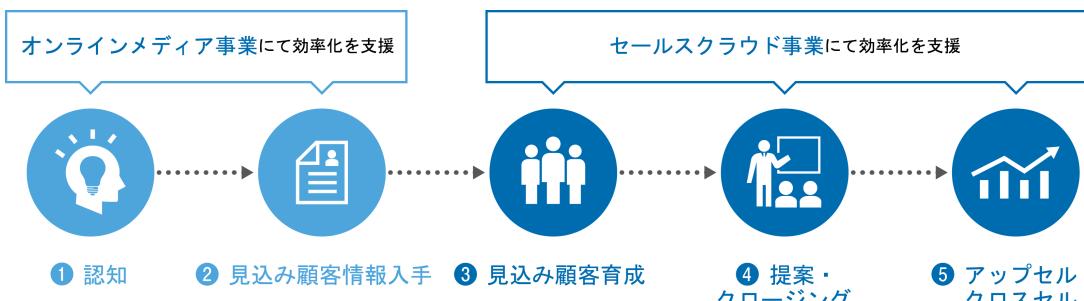
回次	第12期	第13期	第14期	第15期	第16期
決算年月	平成24年3月	平成25年3月	平成26年3月	平成27年3月	平成28年3月
1株当たり純資産額 (円)	154.08	158.89	131.28	141.35	328.30
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	2.92	4.81	△27.57	10.16	19.58
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—

2 【沿革】

年月	概要
平成12年12月	法人営業を効率化する事業の運営を目的として東京都渋谷区にて当社設立
平成14年2月	法人向け発信業務に特化したテレマーケティング代行サービス開始
平成14年10月	業務拡大のため東京都渋谷区渋谷一丁目に本社移転
平成14年12月	リストティング広告代行サービス開始
平成17年1月	業務拡大のため東京都渋谷区広尾五丁目に本社移転
平成17年9月	JIS Q 15001(プライバシーマーク)の認証を取得
平成19年7月	法人向けIT製品の比較・資料請求サイト「ITトレンド」サービス提供開始
平成20年1月	法人向けアウトソーシングサービスの比較・資料請求サイト「BIZトレンド」サービス提供開始
平成22年12月	Webサイトの来訪企業名が判明する「List Finder」の提供開始
平成24年4月	ITトレンドの掲載製品数が1,000製品を突破
平成24年10月	業務拡大のために東京都渋谷区渋谷三丁目に本社移転
平成26年10月	「List Finder」にWebサイトの来訪企業内個人の解析機能を実装開始
平成27年3月	事業基盤の整理のためテレマーケティング代行サービス撤退
平成27年7月	株式会社日経BP及び株式会社リンクアンドモチベーションを引受先とする第三者割当増資
平成27年12月	事業基盤の整理のためリストティング広告代行サービスを譲渡
平成28年2月	ISO27001/ISMS適合性評価制度を全社で取得

3 【事業の内容】

当社は、法人営業の新しいスタイルを創造することに注力し、インターネットを活用して非効率な法人営業を効率化させることで企業の売上利益の向上に貢献するべく事業を展開しております。具体的には、法人営業のプロセスを「認知⇒見込み顧客（注1）情報入手⇒見込み顧客育成⇒提案・クロージング⇒アップセル・クロスセル（注2）」の5領域と定義し、主に「認知⇒見込み顧客情報入手」までの2領域の効率化を「オンラインメディア事業」にて支援し、「見込み顧客育成⇒提案・クロージング⇒アップセル・クロスセル」の3領域の効率化を「セールスクラウド事業」で支援しております。このように法人営業のプロセス「認知⇒見込み顧客情報入手⇒見込み顧客育成⇒提案・クロージング⇒アップセル・クロスセル」の5領域全ての工程において、顧客の課題に応じて最適と考えられるサービスを提案できることが当社の事業の特徴です。



(注) 1. 見込み顧客とは、製品やサービスに興味があり購入する可能性がある企業内個人を指します。

(注) 2. アップセルとは、以前、購入・契約いただいたものより上級グレードの製品あるいはサービスの購入を顧客に促すこと。クロスセルとは、購入・契約済みの製品あるいはサービスの関連商品の購入を顧客に促すことを意味しております。

当社の各セグメントの事業内容は以下のとおりであります。

(1) オンラインメディア事業

オンラインメディア事業では、主に、勤怠管理システムや会計システム等の法人向けIT製品の比較・資料請求サイトである「ITトレンド」(<http://it-trend.jp/>)と、研修、人事、採用、給与計算など法人向けアウトソーシングサービスの比較・資料請求サイトである「BIZトレンド」(<http://biz-trend.jp/>)の運営を行っております。また、株式会社日経BPが提供するオンラインメディアを中心としたサービスの営業代行を行っております。

「ITトレンド」及び「BIZトレンド」は、当社の顧客となるIT製品やアウトソーシングサービスの提供企業（以下「掲載企業」という。）にとっては、自社のIT製品やアウトソーシングサービスを掲載することができ、サイトへ来訪するユーザが掲載情報を閲覧することによって認知を得ることができます。また、ユーザからの資料請求によって見込み顧客の社名や氏名等の情報を入手することができます。一方、サイトを閲覧し利用する企業内個人であるユーザにとっては自社の課題に適したIT製品やアウトソーシングサービスを複数の製品や会社から比較検討ができ、その場で資料請求が一括でできるサイトです。

「ITトレンド」及び「BIZトレンド」の特徴は以下の4点であります。

1. 掲載企業は初回掲載時の初期費用のみで製品数やサービス数に関わらず掲載が可能。
2. 資料請求（見込み顧客情報入手）の1件毎の成果報酬課金。
3. サイトへの集客は検索エンジンが中心。
4. サイトを閲覧し利用するユーザは、無料で資料請求が可能で、会員登録の必要なし。

これらの特徴により、法人向けIT製品やアウトソーシングサービスを販売している掲載企業にとって、1件毎の成果報酬課金にて見込み顧客情報を入手することができます。また、検索エンジンでユーザ自ら検索し、商品への問い合わせがなされることに伴い、効率よく見込み顧客情報を入手することが可能となります。また、ユーザにとっては情報が欲しいタイミングで、インターネット上の検索エンジンを通じて自社の課題に適したIT製品を複数の種類から比較検討ができ、その場で資料請求やお問い合わせが一括でできるという点において利便性が高まります。

また、法人向けのIT製品やアウトソーシングサービス市場においても、クラウド・コンピューティング(注1)の普及により、物理的なサーバやネットワーク機器の設定等の専門的な知識を必要としない、より低単価で利便性の高い製品やサービスの活用が広がりを見せてきています。専門的な知識を有する人材がいない企業においても利用を検討できる製品やサービスに注目が集まっています。そのため、掲載企業側においては、より効果的かつ効率的な見込み顧客入手を從来志向しており、一方、ユーザー側においてはインターネットを活用した効率的な情報収集や比較ニーズがあると考えております。こうした背景から、「ITトレンド」は、平成28年10月時点において197サービスカテゴリー、391社、1,395製品の掲載があり、「BIZトレンド」は、62サービスカテゴリー、131社、290サービスの掲載があり、各サイトへの訪問者数(延べ人数)(注2)も順調に増加を続けております。

- (注) 1. クラウド・コンピューティングとは、コンピュータネットワークをベースとしたコンピュータ資源の利用形態のことです。
- (注) 2. 当社が定める訪問者数(延べ人数)とは、アクセス解析ツール「Googleアナリティクス」(注3)における「セッション数」(注4)を指しています。
- (注) 3. 「Googleアナリティクス」とは、Google Inc. (グーグル)が無料で提供するWebページのアクセス解析サービスです。
- (注) 4. 「セッション数」とは、「Googleアナリティクス」における「セッション」を指しています。セッションとは、特定の期間にWebサイトで発生した一連の操作のことです。

	両サイトへの 事業年度単位訪問者数 (延べ人数)
平成26年3月期	1,690,657
平成27年3月期	2,286,146
平成28年3月期	2,925,563
平成29年3月期 第2四半期	2,286,191

「ITトレンド」及び「BIZトレンド」では、サイト来訪時の膨大な検索キーワードデータの集積及び分析に基づくリストティング広告やSEO対策等の検索エンジンを中心としたサイト集客ノウハウとカテゴリーや掲載社数、掲載製品数・掲載サービス数を継続的に増加または維持させる業界知識や組織的な営業力を基盤とし競合サイトとの差別化を図り優位性の構築に努めています。

(2) セールスクラウド事業

セールスクラウド事業では、法人営業に特化したマーケティングオートメーション(注1)ツールである「List Finder」の提供、オンライン商談システム「bellFace (提供元：ベルフェイス株式会社)」の代理販売、及びこれらを基軸としたWebサイトへの集客施策等に関するコンサルティングサービスを提供しております。

「List Finder」の導入企業は、自社のWebサイトへの閲覧状況を把握した上で適切なタイミングで営業活動を行うことが可能になると考えております。適切なタイミングになるまでは、「List Finder」を通じてメール配信によって情報提供を継続することで見込み顧客を顧客へと育成する活動（見込み顧客育成）に役立たせることができます。

(注) 1. マーケティングオートメーションとは、マーケティング活動におけるプロセスの自動化や効率化を支援するシステムの総称であり、見込み顧客情報を管理し、中長期に渡って良好な関係を築くためのコミュニケーションや最適なタイミングで営業に引き渡す事に必要な煩雑な業務を自動化するために開発されたツールのことです。

当事業の主要なサービスである「List Finder」の主な機能は以下のとおりであります。

1. IPアドレスを活用した自社のWebサイトにおける企業情報の解析機能 (※1)

IPアドレス情報を活用して自社のWebサイトに来訪した企業名を取得できます。

2. Cookieを活用した自社のWebサイトにおける企業内個人の行動分析機能 (※2)

Cookieを活用して名刺交換やセミナー参加後の企業内個人が自社のWebサイトとのページをどれくらいの時間見たかなど自社のWebサイト上での行動が分析できます。

3. メール配信機能

名刺交換やセミナー参加後の企業内個人にメールを配信できます。

4. 自社のWebサイトのアクセス解析機能

自社のWebサイトの来訪者数やページビュー数など自社のWebサイトへのアクセス状況を解析できます。

5. フォーム作成機能

自社のWebサイトにセミナー参加の申込みに必要な情報を入力する画面等を簡易的に作成できます。

※1. IPアドレスを活用したWebサイトにおける企業情報解析機能の仕組み

「List Finder」から生成される固有のタグ(注2)を導入企業が自社のWebサイトに埋め込む(注3)ことにより、当該Webサイト閲覧者のIPアドレスを当社が保有するデータベースと照合し、導入企業の「List Finder」管理画面に表示させることで会社名や所在地、電話番号等の企業情報を取得できます。

(注) 2. 固有のタグとは、「List Finder」が生成する導入企業固有の計測タグを指します。

計測タグとは、Webサイトを閲覧したユーザのアクセス情報を「List Finder」サーバに送信するための短いプログラムのことです。

(注) 3. Webサイトに埋め込むとは上述の固有のタグを自社のWebサイトを構成している言語内に追記する行為を指します。

※2. Cookieを活用した自社のWebサイトにおける企業内個人の行動分析機能の仕組み

導入企業は見込み顧客情報を「List Finder」に登録した上で、当該見込み顧客が「List Finder」から生成される固有のパラメータ(注3)を付与したURLにアクセスした場合、企業内個人の自社のWebサイト閲覧情報を導入企業の「List Finder」管理画面に表示させることで取得できます。

(注) 4. 固有のパラメータとは「List Finder」が生成する登録個人情報固有のURLパラメータを指します。

URLパラメータとは、サーバに情報を送るためにURLに付け加える変数のことです。

クエッショマーク(?)をURLの末尾に付け、「変数(パラメータ)=値」の形式でサーバに送信するデータをURLに含めることができます。

これらの「List Finder」の機能により、導入企業の営業担当者は、自社のWebサイトを閲覧している企業や過去に名刺交換や自社セミナーに参加した企業内個人が、自社のWebサイトのどのページを閲覧しているのかといった企業や企業内個人の自社のWebサイトにおける行動履歴を把握することができるため、見込み顧客情報の入手活動や見込み顧客の育成活動、アップセルやクロスセルといった法人営業活動の効率化に役立たせることが可能になると考えております。また、見込み顧客である企業や企業内個人の自社のWebサイトにおける行動履歴を組織的に把握した上で営業活動を行うことが可能になると考えております。

「List Finder」は、平成28年10月時点において500アカウント以上の契約があり、法人営業に特化した機能に絞込み、サービス力とコンサルティングサービスも含めた製販一体の体制によるサポート力、及び当社のクライアント基盤を背景に順調に増加しております。

	契約アカウント数 (各期末時点)
平成26年3月期	269
平成27年3月期	329
平成28年3月期	474
平成29年3月期 第2四半期	517

今後も、法人営業に特化してセミナー運営の簡易管理機能や名刺情報を簡易的に取り込める機能等の実装を進め差別化を図るとともに、業務提携先の法人向け展示会や他社サービスとの連携を進めるなどして導入企業の拡大を進めてまいります。

また、「bellFace」の導入企業は、電話と自社のWebサイトを活用して、インサイドセールス（非訪問営業）環境を実現することができます。これにより、導入企業では訪問営業による提案からクロージングに至る時間やアップセル・クロスセルに要する時間を削減することにより、「提案・クロージング」、「アップセル・クロスセル」の効率化を可能にすると考えております。

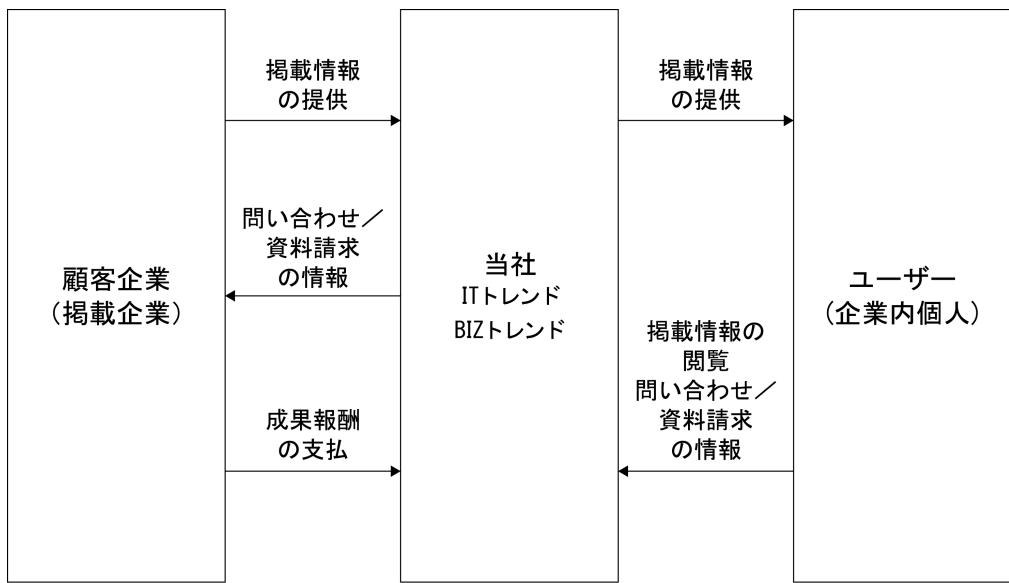
(3) マーケティング代行事業

マーケティング代行事業では、営業活動におけるアポイントメント獲得を電話を活用して代行するテレマーケティングとGoogle及びYahoo! Japan等の検索エンジン連動型のインターネット広告の出稿管理を代行するリストティング広告及びWeb制作等の代行サービスを行っておりました。

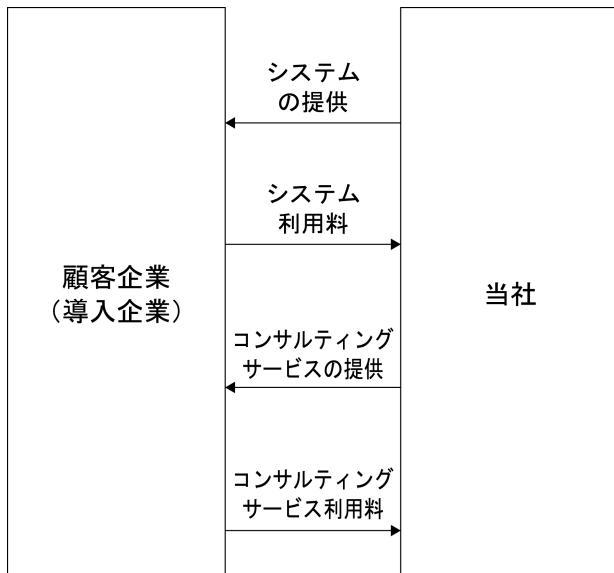
本事業は、オンラインメディア事業とセールスクラウド事業に注力するため、テレマーケティング代行サービスについては平成27年3月に撤退し、リストティング広告代行サービスについては平成27年12月に譲渡しております。

事業の系統図は、次のとおりであります。

① オンラインメディア事業



② セールスクラウド事業



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千VND)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(非連結子会社) INNOVATION VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム国ホーチ ミン市	631,080	ソフトウェ ア制作	100.0	当社の一部業務に関 する委託、役員の兼任等

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
2. INNOVATION VIETNAM COMPANY LIMITEDは平成27年8月31日付で解散し、最近事業年度末日現在清算手続中であります。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年10月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
77(3)	30.8	4.5	4,413

セグメントの名称	従業員数(名)
オンラインメディア事業	21(-)
セールスクラウド事業	30(1)
全社(共通)	26(2)
合計	77(3)

- (注) 1. 従業員数は就業人員(派遣社員を含む。)であり、派遣社員は()にて外数で表示しております。
2. 臨時従業員は従業員数の100分の10未満であるため、記載を省略しております。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 労働組合の状況

当社には、労働組合は結成されていませんが、労使関係は安定しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

第16期事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当事業年度における我が国経済は、資源価格の下落や中国経済の減速懸念に伴う金融市場の乱高下など、世界経済の動向に不安要素を抱えるものの、政府及び日本銀行の継続的な経済対策や金融政策を背景に企業収益が堅調に推移するなど、緩やかな改善傾向となりました。

このような環境のもと、当社は「法人営業の新しいスタイルを創造する」事業に集中し拡大するため、平成28年3月までを選択と集中期とする成長準備期、平成28年4月から平成31年3月までを投資と拡大期とする成長加速期と位置付けております。当事業年度においては、第三者割当増資の実施やリスティング広告代行サービスの譲渡など事業基盤の整備や「ITトレンド」及び「List Finder」への積極的な販売促進活動を行うなど収益性向上に向けた取組みを継続するとともに、内部管理体制の強化を推し進めました。

以上の結果、当事業年度の経営成績につきましては、マーケティング代行事業セグメントの売上高が前事業年度比54.9%減となったことに伴い、当事業年度における全体の売上高は1,303,891千円(前期比16.7%減)となりましたが、収益性の低いマーケティング代行事業に従事していた従業員等のリソースを収益性の高い事業へと配置転換することにより売上総利益は、537,230千円(前期比14.1%増)となりました。また、積極的な販売促進活動及び内部管理体制の強化に伴い販売費及び一般管理費は、533,288千円(前期比25.5%増)となりました。その結果、営業利益は3,941千円(前期比91.4%減)となりました。

これに、助成金収入をはじめとした営業外収益3,496千円及び営業外費用2,672千円を計上した結果、経常利益は4,765千円(前期比89.4%減)となりました。また、リスティング広告代行サービスの譲渡に伴う特別利益を37,037千円計上したことにより加え、ベトナムの子会社の清算に伴う費用をはじめとする特別損失14,399千円を計上した結果、税引前当期純利益は27,402千円(前期比24.3%増)となり、当期純利益は13,172千円(前期比115.0%増)となりました。

当事業年度の報告セグメント別の業績の詳細は、以下のとおりであります。

(オンラインメディア事業)

オンラインメディア事業の売上高は666,395千円(前期比25.2%増)、セグメント利益は246,243千円(前期比29.2%増)となりました。新しい広告施策の展開や積極的なSEO対策等の結果、主力である「ITトレンド」及び「BIZトレンド」における来訪者数(延べ人数)が前年同期比28.0%増と堅調に推移し、加えて提供価格の見直し等により、前年実績を上回る結果となりました。

(セールスクラウド事業)

セールスクラウド事業の売上高は248,838千円(前期比45.9%増)、セグメント利益は28,713千円(前期比28.5%増)となりました。セールスクラウド事業の主力製品である「List Finder」においては、積極的な販売促進活動の結果、当事業年度末のアカウント数が474件(前期比44.1%増)となり、前年実績を上回る結果となりました。

(マーケティング代行事業)

マーケティング代行事業は、主にリスティング広告代行サービスを譲渡したことから売上高は388,657千円(前期比54.9%減)、セグメント利益は53,357千円(前期比35.7%減)となりました。

第17期第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当第2四半期累計期間における我が国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融緩和策が引き続き進められました。しかしながら、新興国経済の減速、欧米経済への不安等により、景気は緩やかな回復基調から足踏み状態が継続しております。

当社を取り巻くインターネット業界においては、引き続き、解析データと連動する形でインターネット広告が運用されていく動きが強まっていることなどから、インターネット広告、特に運用型広告市場が堅調に推移しております。また、顧客データや社内データを活用したデータ活用型のマーケティング市場も引き続き成長過程にあり、法人営業の活動においても顕著な流れとなっております。

このような環境のもと、当社は「法人営業の新しいスタイルを創造する」事業に集中し、平成28年4月から平成31年3月までを投資と拡大期とする成長加速期と位置付けております。当第2四半期累計期間は、成長加速期の第一歩として、引き続き収益性の高い「ITトレンド」及び「List Finder」の販売促進活動を中心に積極的な事業展開を推進いたしました。

以上の結果、当第2四半期累計期間における売上高は601,438千円、営業利益は92,226千円、経常利益は126,335千円、四半期純利益は83,726千円となりました。

当第2四半期累計期間の報告セグメント別の業績の詳細は、以下のとおりであります。

(オンラインメディア事業)

オンラインメディア事業の売上高は451,593千円となり、セグメント利益は222,603千円となりました。新しい広告施策の展開や積極的なSEO対策等の結果、主力である「ITトレンド」及び「BIZトレンド」における来訪者数(延べ人数)が堅調に推移しました。

(セールスクラウド事業)

セールスクラウド事業の売上高は149,844千円となり、セグメント利益は33,744千円となりました。セールスクラウド事業の主力製品である「List Finder」においては、増員や展示会参加等の積極的な販売促進活動の結果、アカウント数が500件を超え、計画を上回る結果となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

第16期事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

当事業年度末の現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度に比して174,254千円増加し、303,618千円となりました。

当事業年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における営業活動の結果、支出した資金は122,994千円(前事業年度は89,240千円の獲得)となりました。これは主に、増加要因として税引前当期純利益27,402千円を計上し、売上債権が30,751千円減少した一方、減少要因としてリストティング広告代行サービスの譲渡に伴い仕入債務が91,071千円減少、未払消費税が38,994千円減少したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における投資活動の結果支出した資金は3,887千円(前事業年度は15,746千円の支出)となりました。この主たる要因は、事業譲渡による収入10,787千円があった一方で、無形固定資産の取得による支出16,564千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度における財務活動の結果得られた資金は301,136千円となりました(前事業年度は25,826千円の支出)。この主たる要因は、長期借入金の返済による支出98,311千円があったものの、長期借入れによる収入

230,000千円、株式の発行による収入129,796千円によるものであります。

第17期第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

当第2四半期累計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前事業年度末に比して58,872千円増加し、362,490千円となりました。

当第2四半期累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における営業活動の結果、得られた資金は136,656千円となりました。これは主に、減少要因として売上債権が17,500千円増加した一方、増加要因として税引前四半期純利益124,322千円を計上し、未払消費税等が15,816千円増加したこと等によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における投資活動の結果、支出した資金は9,463千円となりました。これは無形固定資産の取得による支出16,785千円等があった一方、事業譲渡による収入7,500千円があったことによるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期累計期間における財務活動の結果、支出した資金は68,320千円となりました。短期借入金の返済による支出40,000千円及び長期借入金の返済による支出28,320千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社で行う事業は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

第16期事業年度及び第17期第2四半期累計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	第16期事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)		第17期第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
	販売高(千円)	前年同期比(%)	販売高(千円)
オンラインメディア事業	666,395	125.2	451,593
セールスクラウド事業	248,838	145.9	149,844
マーケティング代行事業	388,657	45.1	—
合計	1,303,891	83.3	601,438

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2. 第16期事業年度のセグメントに含まれるマーケティング代行事業は、同事業年度中に事業譲渡及び撤退を行っております。
3. 相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は、当該割合が100分の10以上の主要な販売先はありませんので、記載を省略しております。

3 【対処すべき課題】

インターネットは経済活動を支えるインフラとして不可欠なものとなっており、当社が提供するインターネットを活用した法人営業を効率化する各種サービスは今後も需要が拡大するものと予測されますが、競合他社との競争は激しさを増すものと認識しております。

当社のさらなる成長を実現するため、対処すべき課題は以下のとおりであります。

(1) インターネット業界の変化への対応

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、認知度の向上に伴い今後も規模が拡大すると予測されますが、一方で新規参入、サービスの飽和、価格の下落、代替サービスの登場等も進むものと考えております。当社が今後も継続的に事業を拡大させていくためには、このような変化をいち早く捉え変化に対応するとともに、常に新しい付加価値を創造し続けることが必要になります。このため当社では、技術革新や顧客ニーズの変化にいち早く対応できる柔軟な経営判断及び組織運営を心がけるとともに、機能改善や新機能追加等を迅速かつ継続的に進められるよう優秀な人材の採用や社内の育成環境の整備に積極的に取り組んでまいります。

(2) 事業内容の多様化や新規事業による収益基盤の拡大

① 技術革新及び顧客ニーズの変化への対応

当社のさらなる成長のためには、事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていくことで収益基盤を拡大することが必要不可欠であると考えております。このため、技術革新及び顧客ニーズの変化をいち早く読み取り、事業内容の多様化及び新規事業に積極的に取り組んでまいります。

② デジタル情報の有効活用

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスでは、見込み顧客の行動履歴等のデジタル情報が蓄積されております。これらの蓄積されたデジタル情報を活用することが事業内容の多様化や新規事業に必要不可欠であると考えております。このため、蓄積されたデジタル情報を個人情報を特定しない形式にてピッグデータ化し、それらの分析及び活用に積極的に取り組んでまいります。

(3) 認知度の向上

当社はこれまでインターネットへの広告の掲載、展示会への出展等を通じて顧客を獲得してまいりました。提供する各種サービスの顧客の拡大、企業価値の向上を実現するには当社及びサービスの認知度の向上が不可欠であると考えております。今後は、費用対効果を見極めながらインターネットや展示会以外のマスメディア等も活用し更なる認知度の向上に努めてまいります。

(4) 開発力の強化

当社が提供する法人営業を効率化する各種インターネットサービスは、サービスの機能優位性及び販売価格を維持していくためには機能の改善や追加を迅速かつ継続的に実施していく必要があります。当社では、国内自社開発リソースの確保に注力しており、今後も引き続き開発リソースの確保に努めてまいります。

(5) 人材の確保と育成

当社のさらなる成長のためには、優秀な人材を数多く確保することが不可欠であります。そのため、新卒採用を中心に積極的な採用活動を継続することはもちろんのこと、労働市場における認知度の向上を図り採用力の向上に努めるとともに、人材に対する教育育成にも引き続き積極的に取り組んでまいります。

(6) システムの安定性の確保

当社は、インターネット上で顧客にサービスを提供しておりシステムの安定稼動の確保は必要不可欠です。そのため、安定してサービスを提供するため顧客の増加にあわせたサーバの増設等の設備投資を継続的に行うことはもちろん、新しいシステム稼働環境を創造していくことに取り組んでまいります。

(7) 内部管理体制の強化について

当社は、企業価値の拡大を図る中でコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底しております。今後も、内部管理体制の整備、強化、見直しを適切に行うとともに、法令遵守の徹底に努めてまいります。

4 【事業等のリスク】

当社の事業においてリスクの要因となる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。

また、当社として必ずしも重要なリスクに該当しない事項及び具体化する可能性が必ずしも高くないと想定される事項についても、投資家の投資判断上又は当社の事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家及び株主に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。

当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、リスクの発生をすべて回避できる保証はありません。また、文中における将来に関する事項は本書提出日現在において当社が判断したものであり、不確実性を内包しているため実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 事業経営環境に関するリスクの変化について

当社は、インターネット業界において法人営業に特化し各種サービスを提供しております。現在は、顧客企業の営業やマーケティング関連への投資マインドの上昇を背景として事業拡大をしておりますが、今後国内外の経済情勢や景気動向等の理由により顧客企業の営業やマーケティング関連への投資マインドが減退するような場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(2) インターネット業界の変化について

- ① 当社は、インターネット業界を主たる事業領域としているため、インターネットの活用シーンの多様化、利用可能な端末の増加等のインターネットのさらなる普及が成長のための基本的な条件と考えております。インターネットの普及は引き続き進んでいるものの、今後どのように進展していくかについては不透明な部分もあります。インターネットに関する何らかの弊害の発生や利用等に関する新たな規制の導入、その他予期せぬ要因によって、今後の普及に大きな変化が生じた場合、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。
- ② 近年、インターネット広告市場は拡大傾向にあります。しかしながら、インターネット広告市場は、インターネットそのものの市場成長が阻害されるような状況、景気動向や広告主の広告戦略の変化などによる影響を受けやすい状況にあります。当社では、収益源を分散させるなど広告収入に頼らない新たなサービスの展開を模索しておりますが、今後これらの状況に変化が生じ、企業がインターネット広告への支出を削減する場合、また当社が急速な環境変化への対応が遅れる場合等には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 検索エンジンの変化について

主にオンラインメディア事業では検索エンジン(Google及びYahoo! Japan等)から多くのユーザを集めています。今後も、検索エンジンからの集客を強化すべくSEO対策等の必要な対策を行ってまいります。しかしながら、検索エンジンを提供する企業が、検索ロジックを変更し検索結果の表示順位が変更された場合、または新たな検索エンジンが主流になった場合、当社の提供サービスへの集客に影響が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 競合について

オンラインメディア事業では成果報酬課金モデルとして、セールスクラウド事業の主なサービスである「L i s t F i n d e r」ではマーケティングオートメーションツールとして、それぞれ先行者メリットを活かし顧客数を伸長するとともに顧客のニーズに合ったサービスの開発を行うことで優位性を高めております。しかしながら、大小様々な競合が存在することから、参入障壁は著しく高いものとは言えず、資金力、ブランド力を有する大手企業をはじめとする競合他社により類似したサービスが開発され価格競争が激化した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 特定サービスへの依存リスクについて

現状、当社の主たる収益はオンラインメディア事業による収入であります。当社の売上高に占めるオンラインメディア事業の割合は、セールスクラウド事業の売上が順調に増大しているため、低下傾向にはありますが、収益依存は未だ高い状態にあります。今後、オンラインメディア事業の競合媒体との競争激化などにより、オンラインメディア事業の売上が大幅に減少した場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 事業内容の多角化や新規事業について

当社は、法人営業支援を中心とした業務拡大を目的として、今後も事業内容の多様化や新規事業への取り組みを進めていく方針です。そのため、人材の採用、教育、システム開発費等の追加的な支出が発生する場合や、事業内容の多角化や新規事業が計画のとおりに推移しない場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 技術革新への対応について

当社が各種サービスを提供するインターネット業界においては、新技術の開発及びそれに基づく新しいサービスの導入が頻繁に行われており、あわせて顧客のニーズも非常に変化の激しい業界となっております。そのため常に新しい技術要素に対して情報の収集、蓄積、分析及び習得に取り組んでおります。しかしながら、技術革新において当社が予期しない急激な変化があり、その対応が遅れた場合や新技術に対応するため予定していないシステムへの投資が必要になった場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) システムトラブルによるリスクについて

当社の各種サービスは、インターネットを通じて提供しており、同サービスの保守、運用、管理は通信ネットワークに依存しております。各種サービスの安定的な提供のためサーバ設備の増強や情報セキュリティ責任者が適切なセキュリティ手段を講じることによる外部からの不正アクセスの回避等を行っておりますが、以下のシステム障害が発生した場合は、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

- ① サービス提供コンピュータシステムへの急激なアクセス増加や電力供給の停止等の予測不可能な様々な要因によって当該コンピュータシステム及び周辺システムがダウンした場合。
- ② コンピュータウイルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合。
- ③ 従業員の過誤等によって、当社の提供サービスのプログラムが書き換えられたり、重要なデータが削除された際、事態に適切に対応できずに信頼失墜や損害賠償による損失が生じた場合。

(9) 法的規制等によるリスクについて

当社事業のうちオンラインメディア事業では、顧客企業の製品、サービスに係る情報を当社の運営するWebサイトに掲載しており、当該掲載情報に関しては「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）」の規制を受けております。当社は、当該法律を遵守するために必要な社内体制の整備を行っておりますが、法律改正等により当社の整備状況に不足が生じ、また当社が受ける規制や責任の範囲が拡大した場合、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

また、セールスクラウド事業において、「List Finder」の導入企業の営業担当者は自社のWebサイトを閲覧している企業や過去に名刺交換や自社セミナーに参加した企業内個人が、自社のWebサイトのどのページを閲覧しているのかといった企業や企業内個人の自社のWebサイトにおける行動履歴を把握することが可能となり、その際に導入企業は当該見込み顧客の個人情報を取得する場合があります。当社においては、個人情報取扱事業者として適切な管理体制を構築するため、プライバシーマークを取得しISMS（情報セキュリティマネジメントシステム）の運営、維持、改善に努めています。また導入企業へ「List Finder」を提供する際には利用規約やガイドライン等により、「個人情報の保護に関する法律」や「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」の各種法律の遵守やWebサイト閲覧者の保護施策の実施を促しております。また、導入企業が当該法律に反する状況やWebサイト閲覧者の保護が必要である状況を当社が確認した場合には、導入企業に対して適切な対応を依頼するなど、顧客企業と共に、サービスの適切な利用に努めています。しかしながら、導入企業における法令遵守体制が継続されない場合など、当社の意図しない形で導入企業が法律に反する行為を行った場合には、当社のブランドや信頼が毀損されるおそれがあります。その場合には、当社の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(10) 特定人物への依存について

代表取締役社長である富田直人は、当社の創業者であり、会社経営の最高責任者として経営方針や事業戦略の決定をはじめ、当社の事業推進において重要な役割を果たしています。当社は、富田直人に過度に依存しない経営体制を整備するため、取締役会における役員間の相互の情報共有や事業部制の導入による経営組織の強化を図っております。しかしながら、何らかの理由により富田直人が当社の業務を継続することが困難になった場合には、当社

の事業及び業績に影響を与える可能性があります。

(11) 人材の採用、育成について

今後の業容拡大を図る中で、各事業において専門性を有する人材の採用、育成は不可欠であると認識しており積極的かつ継続的に採用、教育活動を進めております。しかしながら、人材獲得競争が激化し、優秀な人材の採用が困難となる場合や在職している人材の社外流出が大きく生じた場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 情報管理体制について

当社は、提供するサービスに関連して多数の顧客企業の機密情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産を保護するために情報セキュリティ基本方針を定め、この方針に従って情報資産を適切に管理、保護しておりますが、このような対策にもかかわらず重要な情報資産が外部に漏洩した場合には、当社の社会的信頼の失墜、損害賠償請求の発生等により、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 内部管理体制について

当社は、企業価値の拡大を図る中でコーポレート・ガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正性及び財務報告の信頼性の確保のための内部統制システムの適切な運用、さらに健全な倫理観に基づく法令遵守を徹底するにあたり充分な体制を構築していると考えておりますが、未だ成長途上にあり、今後の事業運営及び事業拡大に対応するため、内部管理体制について一層の充実を図る必要があると認識しております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部管理体制の構築が追いつかないという状況が生じる場合には、適切な業務運営が困難となり、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 知的財産権の侵害におけるリスクについて

当社は、会社名及び提供しているサービスの名称について商標登録申請をしております。また、第三者の知的財産権の侵害の可能性については、社内規程に基づき企画管理ユニット及び顧問弁護士並びに弁理士等を通じて事前調査を行い対応しております。しかしながら、万が一、当社が第三者の知的財産を侵害した場合、当社への損害賠償請求やロイヤルティの支払い要求、使用差し止め請求等が発生し、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(15) 自然災害について

当社が提供するサービスにおいて顧客の情報資産が格納されるサーバは、日本国内において2拠点以上で管理することでリスク分散をさせておりますが、データセンターやその周辺のネットワーク設備等に被害を及ぼす災害、事故等が発生し情報資産の消失又はサービスの提供が維持できない状態に至った場合には、当社の事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(16) 配当政策に関するリスク

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、本書提出日現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業の多角化、新規事業への取り組み等のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化に向けた投資に充当することで、さらなる業容拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

(17) 新株予約権行使による株式価値希薄化に関するリスク

当社は、取締役及び従業員に対し新株予約権を付与しております。これらの新株予約権が権利行使された場合、当社株式が新たに発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。本書提出日現在でこれらの新株予約権による潜在株式数は146,100株であり、発行済株式総数699,000株の20.90%に相当しております。

(18) 資金使途について

公募増資による資金調達の使途につきましては、主に各事業や事業内容の多角化や新規事業における業容拡大のための人材採用費、販売促進に係る費用、知名度向上のための広告宣伝費等の運転資金に充当する予定です。しかしながら、当社が属する業界においては急速に事業環境が変化することも考えられ、現時点における資金使途計画以外の使途へ充当する可能性があります。また、当初の計画に沿って資金を使用した場合においても想定した投資効果が得られない可能性もあります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は、平成27年8月25日開催の取締役会において、株式会社カルテットコミュニケーションズに当社の「リストティング広告代行サービス」を譲渡することを決議し、平成27年10月1日付で事業譲渡契約を締結し、平成27年12月1日に譲渡しております。

本件に関する詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっては、期末日における資産・負債の数値、及び決算期における収益・費用に影響を与える見積りや判断を行なう必要があります。

これら見積りや判断には不確実性が存在するため、見積った数値と実際の結果の間には乖離が生じる可能性があります。

なお、当社の財務諸表の作成に際して採用している重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

第16期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

① 資産

当事業年度末における資産合計は、615,852千円となりました。これは主に、新規借入金及び第三者割当増資による現金及び預金の増加により、前事業年度末に比べ152,206千円増加したことによるものであります。

② 負債

負債につきましては、386,368千円となりました。これは主に、リストティング広告代行サービスの譲渡により仕入が減少したことと併せ買掛金が減少した一方で、安定的な運転資金の確保を目的とした新規借入による増加があり、前事業年度末より8,660千円増加したことによるものであります。

③ 純資産

純資産につきましては、229,484千円となりました。これは主に、第三者割当増資による資本金及び資本準備金の増加により前事業年度末より143,545千円増加したことによるものであります。

第17期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

① 資産

当第2四半期会計期間末における資産合計は、685,402千円となりました。これは主に、現金及び預金362,490千円、売掛金150,258千円、主にソフトウェアから構成される無形固定資産42,966千円等から構成されています。

② 負債

負債につきましては、372,191千円となりました。これは主に、長期借入金122,551千円、主に未払給与から構成されるその他流動負債87,200千円等から構成されています。

③ 純資産

純資産につきましては、313,211千円となりました。これは主に、繰越利益剰余金136,568千円、資本金98,616千円等から構成されています。

(3) 経営成績の分析

第16期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当社の当事業年度における経営成績は、マーケティング代行事業における撤退及び譲渡により当該セグメントの

売上高が前事業年度比54.9%減となったことに伴い、当事業年度における全体の売上高は1,303,891千円（前期比16.7%減）となりましたが、収益性の低いマーケティング代行事業に従事していた従業員等のリソースを収益性の高い事業へと配置転換することにより売上総利益は、537,230千円（前期比14.1%増）となりました。また、積極的な販売促進活動及び内部管理体制の強化に伴い販売費及び一般管理費は、533,288千円（前期比25.5%増）となりました。その結果、営業利益は3,941千円（前期比91.4%減）となりました。

これに、東京労働局によるキャリアアップ助成金をはじめとした営業外収益3,496千円及び支払利息をはじめとした営業外費用2,672千円を計上した結果、経常利益は4,765千円（前期比89.4%減）となりました。また、リストティング広告代行サービスの譲渡に伴う特別利益を37,037千円計上したことに加え、ベトナムの関連子会社の清算に伴う費用をはじめとする特別損失14,399千円を計上した結果、税引前当期純利益は27,402千円（前期比24.3%増）となり、当期純利益は13,172千円（前期比115.0%増）となりました。

第17期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当第2四半期累計期間における経営成績は、オンラインメディア事業、セールスクラウド事業ともに当初の計画を上回り堅調に推移したことから、売上高は601,438千円となり、売上総利益は370,206千円となりました。また、販売費及び一般管理費は277,980千円となりました。その結果、営業利益は92,226千円となりました。

これに、保険返戻金をはじめとした営業外収益36,925千円及び支払利息をはじめとした営業外費用2,816千円を計上した結果、経常利益は126,335千円となりました。また、固定資産除却損による特別損失2,012千円を計上した結果、税引前四半期純利益は124,322千円となり、四半期純利益は83,726千円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

キャッシュ・フローの状況の分析については、「第2 事業の状況 1 業績等の概要 (2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 4 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

(6) 経営戦略の現状と見通し

オンラインメディア事業に関係するインターネット広告につきましては、株式会社電通「日本の広告費」によりますと、2016年国内インターネット広告市場規模は、前年比10.2%増となるなど継続的な拡大基調にあり、企業における購買プロセスでのインターネットの活用が急速に進んでいることを追い風として、オンラインメディア事業においては、検索エンジンを中心とした集客と成果報酬型課金、日本最大のビジネス情報メディアである株式会社日経BPとの提携という独自性と優位性を持っているため、当社の業績も拡大基調が続くものと考えております。

特にオンラインメディア事業の「ITトレンド」においては、サイトへの訪問者数が毎年増加のトレンドが継続しております。このトレンドはこの先もインターネット広告の市場が伸び続ける限り、また、企業のインターネットの活用が進む限りは継続していくという見通しを持っています。

セールスクラウド事業に関係する国内統合型マーケティング支援ツール市場の売上金額は、株式会社アイ・ティ・アールの「マーケティング管理市場2016・国内統合型マーケティング支援市場動向」によると、平成26年度のセールスクラウド事業に関係する国内統合型マーケティング支援ツール市場の売上金額は52億円でしたが、先行していた年商500億円以上の中堅上位及び大企業での導入から、年商500億円未満の中堅・中小企業における導入が進みつつあり、平成28年度の売上金額は101億円と予測されております。加えて、これまで外資系ベンダーがマルチ販売チャネルを有する企業向けにパッケージ型製品の複数販売案件の獲得により市場を牽引してきましたが、クラウドの普及に伴い中長期的には「List Finder」が属するSaaS型（注）を中心に導入が進むものと予測されております。

このような状況の下、法人営業に特化した機能に絞込み、サービス力とコンサルティングサービスも含めた製販一体の体制によるサポート力により中堅・中小企業を中心に顧客数を伸ばしてきた当社には追い風となり当社の業績も拡大基調が続くものと考えております。

（注）SaaS型とは、必要な機能を必要な分だけサービスとして利用できるようにしたソフトウェア（主にアプリ

ケーションソフトウェア) もしくはその提供形態のことです。

(7) 経営者の問題意識と今後の方針

当社は、法人営業に特化して、認知、見込み顧客情報入手を支援する「オンラインマーケティング事業」及び見込み顧客育成、提案・クロージング、アップセル・クロスセルを支援する「セールスクラウド事業」を行っております。「第2 事業の状況 3. 対処すべき課題」に記載のとおり、当社が今後さらなる成長と発展を遂げるためには、事業基盤の安定や人材の確保をはじめとする様々な課題に対処し、事業環境の変化にも柔軟かつ即応することが重要であると認識しております。今後も継続的な発展を実現するために、最善の経営方針を立案するよう努めてまいります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

第16期事業年度（自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日）

当事業年度の設備投資の総額は22,359千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。

(1) オンラインメディア事業

「I Tトレンド」に係るサービス提供のためのソフトウェア開発等によるもの 975千円
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(2) セールスクラウド事業

「L i s t F i n d e r」に係るサービス提供のためのソフトウェア開発等によるもの 12,112千円
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

社内における顧客及び販売情報管理のためのソフトウェア改修等によるもの 9,271千円
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

第17期第2四半期累計期間（自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日）

当事業年度の設備投資の総額は11,343千円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次の通りであります。

(1) オンラインメディア事業

「I Tトレンド」に係るサービス提供のためのソフトウェア開発によるもの 9,865千円
除却

(2) セールスクラウド事業

「L i s t F i n d e r」に係るサービス提供のためのサーバ新設によるもの 1,300千円
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

(3) 全社共通

経理情報等の保管のためのサーバ新設によるもの 178千円
なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

2 【主要な設備の状況】

平成28年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
			建物	工具、器 具 及び備品	ソフトウ ェア	その他	合計	
本社 (東京都 渋谷区)	全社共通	本社機能	12,384	1,310	10,206	1,540	25,442	21 (1)
	オンライン メディア事業	ソフトウェア	—	—	5,351	159	5,510	30
	セールスクラウド 事業	ソフトウェア	—	—	21,154	88	21,242	22

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は就業人員(派遣社員を含む。)であり、派遣社員は()にて内書きで表示しております。

4. 本社の建物は賃借設備であります。年間賃借料は38,387千円であります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	賃借床面積 (m ²)	年間賃借料 (千円)
本社 (東京都渋谷区)	全社共通	本社事務所	652.82	38,387

3 【設備の新設、除却等の計画】(平成28年10月31日現在)

(1) 重要な設備の新設等

該当ありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当ありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000
計	2,500,000

- (注) 1. 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で株式分割に伴う定款の変更が行われ、発行可能株式総数は29,970,000株増加し、30,000,000株となりました。
2. 平成28年9月6日開催の臨時株主総会決議により、平成28年9月6日付で定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は27,500,000株減少し、2,500,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	699,000	非上場	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
計	699,000	—	—

- (注) 1. 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は698,301株増加し、699,000株となっております。
2. 平成28年9月6日開催の臨時株主総会決議により、平成28年9月6日付で単元株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権(平成19年8月22日臨時株主総会及び平成19年8月22日臨時取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	15(注) 5	15(注) 5
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	15,000 (注) 1、4、5	15,000 (注) 1、4、5
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130 (注) 2、4	130 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成23年9月1日 至 平成29年8月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 130 (注) 4 資本組入額 65 (注) 4	発行価格 130 (注) 4 資本組入額 65 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいざれかの地位を保有していることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができない。

③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権行使することができない。

4. 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 退職等の理由により権利を喪失したものに係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

6. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で取得できる。

②新株予約権者が新株予約権の行使条件に該当しなくなつたため、新株予約権の全部または一部を行使でき

なくなった場合は、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

③その他取締役会が特定の新株予約権について、取得の必要があると認めたときには、当社はその新株予約権を無償で取得することができる。

第2回新株予約権(平成26年3月26日臨時株主総会及び平成26年3月26日臨時取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	30	30(注) 4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	30,000 (注) 1、4	30,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130 (注) 2、4	130 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成28年3月29日 至 平成36年2月29日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 130 (注) 4 資本組入額 65 (注) 4	発行価格 130 (注) 4 資本組入額 65 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいざれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。

4. 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得できる。

②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第3回新株予約権(平成27年3月17日臨時株主総会及び平成27年3月17日臨時取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	61	61
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	61,000 (注) 1、4	61,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	130 (注) 2、4	130 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成29年3月21日 至 平成37年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 130 (注) 4 資本組入額 65 (注) 4	発行価格 130 (注) 4 資本組入額 65 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいざれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。

③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。

4. 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得できる。

②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第4回新株予約権(平成27年9月28日臨時株主総会及び平成27年9月28日臨時取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	14	14
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	14,000 (注) 1、4	14,000 (注) 1、4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500 (注) 2、4	1,500 (注) 2、4
新株予約権の行使期間	自 平成29年10月2日 至 平成37年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 (注) 4 資本組入額 750 (注) 4	発行価格 1,500 (注) 4 資本組入額 750 (注) 4
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または業務提携先である会社の取締役のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権行使できぬものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができない。

③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権行使することができない。

4. 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で株式1株を1,000株に株式分割しております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得できる。

②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

第5回新株予約権(平成28年2月29日臨時株主総会及び平成28年2月29日臨時取締役会決議)

	最近事業年度末現在 (平成28年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成28年10月31日)
新株予約権の数(個)	26,600 (注) 1	26,100 (注) 1、 4
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	26,600 (注) 1	26,100 (注) 1、 4
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,500 (注) 2	1,500 (注) 2
新株予約権の行使期間	自 平成30年3月2日 至 平成38年1月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,500 資本組入額 750	発行価格 1,500 資本組入額 750
新株予約権の行使の条件	(注) 3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—	—

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1\text{株当たり払込金額}}{\text{調整前行使価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または業務提携先である会社の取締役のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権行使できぬものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができない。

③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権行使することができない。

4. 退職等の理由により権利を喪失したものに係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

5. 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件

①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる会社分割契約または会社分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会の決議がなされた場合)は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得できる。

②新株予約権者が新株予約権の行使の条件に該当しなくなり権利行使することができなくなった場合は、当社取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成26年3月28日 (注)1	17	603	1,105	33,105	1,105	12,515
平成27年3月20日 (注)2	5	608	325	33,430	325	12,840
平成27年7月15日 (注)3	91	699	65,186	98,616	65,186	78,026
平成28年2月29日 (注)4	698,301	699,000	—	98,616	—	78,026

- (注) 1. 有償第三者割当 発行価格130,000円 資本組入額65,000円
割当先 富田直人、岸本真行
2. 有償第三者割当 発行価格130,000円 資本組入額65,000円
割当先 遠藤俊一
3. 有償第三者割当 発行価格1,432,666円 資本組入額716,333円
割当先 株式会社日経BP、株式会社リンクアンドモチベーション
4. 株式分割(1:1,000)によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

平成28年10月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	3	—	—	6	9	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	1,910	—	—	5,080	6,990	—
所有株式数 の割合(%)	—	—	—	27.32	—	—	72.68	100.00	—

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成28年10月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 699,000	6,990	完全議決権株式であり、株主としての権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	699,000	—	—
総株主の議決権	—	6,990	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(7) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

① 第1回ストック・オプション

平成19年8月22日開催の臨時株主総会決議、平成19年8月22日開催の臨時取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成19年8月22日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役2 当社従業員3 当社社外協力者1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本書提出日現在におきましては、退職により付与対象者は当社取締役2名、社外協力者1名であります。

② 第2回ストック・オプション

平成26年3月26日開催の臨時株主総会決議、平成26年3月26日開催の臨時取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成26年3月26日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役1 当社従業員4 当社社外協力者1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

③ 第3回ストック・オプション

平成27年3月17日開催の臨時株主総会決議、平成27年3月17日開催の臨時取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年3月17日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役3 当社従業員4
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

④ 第4回ストック・オプション

平成27年9月28日開催の臨時株主総会決議、平成27年9月28日開催の臨時取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成27年9月28日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

⑤ 第5回ストック・オプション

平成28年2月29日開催の臨時株主総会決議、平成28年2月29日開催の臨時取締役会決議に基づいて発行した新株予約権は、次のとおりであります。

決議年月日	平成28年2月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員61 当社監査役3
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 本書提出日現在におきましては、退職により付与対象者は当社従業員55名、当社監査役3名であります。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして認識しております。しかしながら、本書提出日現在、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業の多角化、新規事業への取り組み等のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化に向けた投資に充当することで、さらなる業容拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

なお、剩余金の配当を行う場合には、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針と考えております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

また、当社は中間配当を取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

5 【役員の状況】

男性6名 女性1名(役員のうち女性の比率14.2%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数(株)
代表取締役	—	富田 直人	昭和40年2月21日	昭和62年4月 平成12年12月 平成27年4月	株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社 当社設立 代表取締役(現任) 株式会社NTI 代表取締役(現任)	(注) 3	477,000
取締役	管理部門担当	岸本 真行	昭和48年6月30日	平成8年4月 平成14年6月 平成17年8月 平成21年9月	株式会社カウボーアイ入社 株式会社ハナマサ入社 当社入社 当社取締役(現任)	(注) 3	20,000
取締役	事業部門担当	遠藤 俊一	昭和56年7月20日	平成16年4月 平成19年12月 平成27年7月	日本メナード化粧品株式会社入社 当社入社 当社取締役(現任)	(注) 3	5,000
取締役	—	長谷川 正和	昭和41年12月6日	平成元年4月 平成8年9月 平成17年2月 平成19年1月 平成19年8月 平成22年12月 平成24年8月 平成28年5月	東京海上火災保険株式会社 (現東京海上日動火災保険株式会社)入社 水上税務会計事務所入所 前山税理士事務所入所 株式会社オペレーション設立 代表取締役就任(現任) 株式会社ハビネス・アンド・ディ監査役(現任) 当社取締役(現任) 長谷川正和税理士事務所設立 所長(現任) フュージョン株式会社監査役(現任)	(注) 3	—
監査役(常勤)	—	水谷 利明	昭和29年10月12日	昭和52年4月 平成23年3月 平成27年6月	協和醸酵工業株式会社(現協和発酵キリン株式会社)入社 第一ファインケミカル株式会社(現協和ファーマケミカル株式会社)監査役 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	小山 貴子 (戸籍名: 大庭 貴子)	昭和45年1月3日	平成4年4月 平成17年3月 平成23年3月 平成24年7月 平成27年4月 平成27年9月	株式会社リクルート(現 株式会社リクルートホールディングス)入社 揚羽プロダクション入社 ブレインコンサルティングオフィス入社 小山貴子社会保険労務士事務所設立 所長(現任) 株式会社ツナグ・ソリューションズ監査役(現任) 当社監査役(現任)	(注) 4	—
監査役	—	今津 泰輝	昭和51年10月6日	平成15年10月 平成20年9月 平成21年10月 平成28年1月 平成28年3月	黒田法律事務所入所 外国法共同事業オメルベニー・アンド・マイヤーズ法律事務所入所 今津法律事務所設立 所長(現任) 当社監査役(現任) テラ株式会社監査役(現任)	(注) 4	—
計							502,000

(注) 1. 取締役長谷川正和は、社外取締役であります。

2. 監査役水谷利明、小山貴子(戸籍名: 大庭貴子)、今津泰輝の3名は、社外監査役であります。

3. 取締役の任期は、平成28年9月6日開催の臨時株主総会終結の時から、平成30年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 監査役の任期は、平成28年9月6日開催の臨時株主総会終結の時から、平成32年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営規模の拡大と組織文化の構築を両立させながら、株主をはじめとした様々なステークホルダーの期待と信頼に応え、企業価値の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの構築が不可欠であると考えております。

その実現のため、経営環境の変化に迅速かつ柔軟に対応しながら、経営の健全性・透明性を確保すべく、経営管理体制の強化、充実に努めています。

② 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備状況等

イ. 会社の機関の基本説明

当社は、株主総会、取締役会、監査役会及び内部監査室といった機関を有機的かつ適切に機能させ、企業として会社法をはじめとした各種関連法令に則り、適法に運営を行っております。またコンプライアンスや重要な法的判断については、顧問弁護士と連携する体制をとっています。

当社の各機関等の内容は以下のとおりであります。

a. 取締役会

当社の取締役会は、取締役 4名（うち社外取締役 1名）で構成され、「取締役会規程」に則り毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会においては、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。また、取締役会には監査役が出席し、必要に応じて意見陳述しております。

b. 監査役会

当社の監査役会は、監査役 3名により構成され、全て社外監査役であり、うち 1名が常勤監査役であります。監査役会は、原則として毎月 1回の監査役会を開催し、監査計画の策定、監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

なお、監査役は、取締役会及びその他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と緊密な連携をとり、監査の実効性と効率性の向上に努めています。

c. 内部監査室

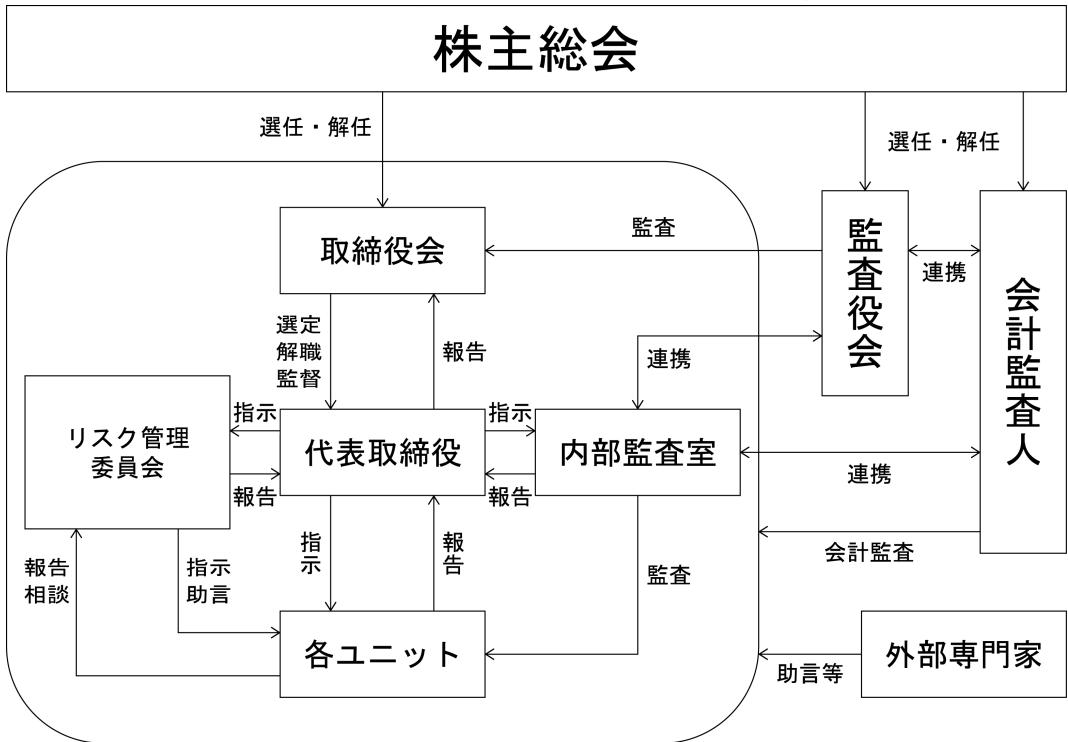
当社は、代表取締役が直轄する内部監査室を設置し、当該部署には事業部門への内部監査を担当する企画管理ユニットとの兼任者 3名及び企画管理ユニットへの内部監査を担当する事業部門担当取締役 1名が所属しております、毎事業年度期初に内部監査計画を策定し、年に 2回の内部監査を実施するとともに、その結果を代表取締役及び監査役会に報告しております。代表取締役は監査結果を受け、被監査部門に監査結果及び改善事項を通知し、改善状況報告を提出させることとしております。なお、内部監査担当は、内部監査の状況等について、隨時、監査役及び会計監査人と連携しております。

d. リスク管理委員会

当社は事業を取り巻くさまざまなリスクに対して的確な管理・実践を通じ、事業の継続・安定的発展を確保する体制を構築しております。社内のリスク管理を統括する組織として、代表取締役が委員長となり、取締役、内部監査担当者及び各ユニット長にて組織するリスク管理委員会を設置し、全社的なリスク及び対策を協議いたします。また、リスク管理委員会には監査役が出席し、必要に応じて意見陳述しております。

四、会社の機関・内部統制の関係

当社のコーポレート・ガバナンスの状況を図示すると以下のとおりであります。



ハ. 内部統制システムの整備の状況

当社は業務の適正性を確保するための体制として、平成27年10月19日の取締役会にて、「内部統制システムの構築に関する基本方針」の制定及び平成28年1月18日の取締役会にて同基本方針を改訂する決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりです。

a. 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役及び使用人の職務の適法性を確保するため、コンプライアンス（法令遵守）があらゆる企業活動の前提条件であることを決意し、「コンプライアンス規程」を定め、各役職員に周知徹底させる。
 - (b) リスク管理を統括する組織として、代表取締役を委員長とする「リスク管理委員会」を設置する。リスク管理委員会は、各役職員に対するコンプライアンス教育・研修の継続的実施を通じて、全社的な法令遵守の推進に当たるものとする。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (a) 当社は、取締役の職務執行に係る事項である議事録、会計帳簿、稟議書、その他の重要な情報等については、文書管理規程等に従い、文書又は電磁的記録媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
 - (b) 取締役、監査役その他関係者は、これらの規程に従い、その職務遂行の必要に応じて上記の書類等を閲覧することができるものとする。

c. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (a) 当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制構築の基礎として、毎月一回の定時取締役会を開催するものとする。また、重要な案件が生じたときは、臨時取締役会を随時開催するものとする。
 - (b) 取締役会は、当社の財務、投資、コストなどの項目に関する目標を定め、目標達成に向けて実施すべき具体的方法を各部門に実行させ、取締役はその結果を定期的に検証し、評価、改善を行うことで全社的な業務の効率化を実現するものとする。

d. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (a) 当社は、リスク管理体制の確立を図るため、横断的組織としてリスク管理委員長（代表取締役）を中心

とした「リスク管理委員会」を設置し、リスク管理体制の整備及びリスクの予防に努めるものとする。

(b) リスク管理委員会での状況のレビューや結果は、逐次取締役会に報告し決定する。また、その結果については、監査役会にて報告する。

e. 当社における業務の適正を確保するための体制

(a) 当社の運営管理及び内部統制の実施に関しては、内部監査室がこれを担当するものとする。

(b) 内部監査室は、当社の内部統制の状況について、必要な都度、取締役会に報告するものとする。

f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

(a) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、合理的な範囲でスタッフとして監査役会事務局をあてるものとする。

(b) 監査役の補助業務にあたる使用人は、その間は監査役の指示に従い職務を行うものとする。

g. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

(a) 取締役及び使用人は、監査役に対して職務の執行、当社に重大な影響を及ぼす事項、経営の決議に関する事項については、監査役会に対して、その内容を速やかに報告するものとする。

(b) 当社は、監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いをすることを禁止し、その旨を取締役及び使用人に周知徹底する。

(c) 取締役は、監査役が取締役会及びその他重要な会議又は委員会に出席し、必要あると認めたときは、意見を述べることができる体制を確保する。

(d) 取締役は、監査役が決裁内容の合理性、適法性を検証するため、決裁書の通知先に監査役を常設する。

h. 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は責務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

i. その他、監査役の監査が実効的に行われていることを確保するための体制

(a) 代表取締役は、監査役と定期的な会合を持ち、業務執行状況について意見交換する。

(b) 取締役は、監査役が定期的な会合を取締役及び使用人との間で開催し、業務執行状況について意見交換できる体制を確保する。

(c) 取締役は、監査役が必要に応じて取締役及び使用人に対して、ヒアリング、往査その他の方法により、実態を把握することができる体制を確保する。

j. 反社会的勢力排除のための体制

(a) 当社は、暴力団、暴力団構成員、準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）との関係を一切遮断する。

(b) 当社は、反社会的勢力排除のため、以下の内容の体制整備を行う。

イ 反社会的勢力対応部署の設置

ロ 反社会的勢力に関する情報収集・管理体制の確立

ハ 外部専門機関との連携体制の確立

ニ 反社会的勢力対応マニュアルの策定

ホ 暴力団排除条項の導入

ヘ その他反社会的勢力を排除するために必要な体制の確立

二. 内部監査及び監査役監査の状況

当社の内部監査につきましては、専任の内部監査人は置いておりませんが、代表取締役の命を受けた内部監査担当者4名が自己の属する部門を除く当社全体をカバーするように内部監査を実施しております。内部監査は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役の承認を得た上で、内部監査を全部署に対して実施し、監査結果については代表取締役に報告する体制となっております。内部監査については、当社の業務運営及び財産管理の実態を調査し、経営方針、法令、定款及び諸規程への準拠性を確かめ、会社財産の保全、業務運営の適正性の確保を図り、以て経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的として実施しております。

当社の監査役会は、監査役3名により構成され、うち1名の常勤監査役を選定しております。取締役会に監

査役が出席するほか、重要な社内会議には常勤監査役が出席し、経営に関する監視機能を果たしております。また、原則として月1回開催されている監査役会において、情報共有を図ると共に意見交換を行っております。

このほか、内部監査担当者と監査役及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、連携を図っております。

ホ. 会計監査の状況

当社は、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けております。同監査法人及び監査に従事する同監査法人の業務執行社員との間には特別な利害関係はありません。

第16期事業年度において、業務執行した公認会計士の氏名及び業務に係る補助者の構成は次のとおりです。

業務を執行した公認会計士の氏名

指定有限責任社員 業務執行社員： 鈴木 真一郎

指定有限責任社員 業務執行社員： 善方 正義

業務に係る補助者の構成

公認会計士 4名

その他 3名

※継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載しておりません。

ヘ. 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役を1名、社外監査役を3名それぞれ選定しております。

当社では社外の視点を踏まえた実効的なコーポレート・ガバナンスの構築を目的に、社外取締役及び社外監査役について、専門的な知見や豊富な経験に基づいて、経営に対する独立した客観的な観点からの助言・提言を行うことにより、取締役の職務執行の監督をしております。

社外取締役長谷川正和氏は、税理士としての会計税務に関する専門的な知識と豊富な経験を有していることから、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与する者と判断し、社外取締役として適任と判断しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権10,000株を所有しておりますが、当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役水谷利明氏は、事業会社における長年の管理部門での経験及び監査役の経験を有しており、また異業種で培われた視点からの客観的な経営監視が可能であると判断し、監査役に選任しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権100株を所有しておりますが、当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役小山貴子(戸籍名：大庭貴子)氏は、社会保険労務士資格を有しており、労務管理の視点からの監査体制の強化に努めています。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権100株を所有しておりますが、当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

社外監査役今津泰輝氏は、弁護士としての高度な専門知識を有し、特に会社法の視点からの監査体制の強化に適していると判断し、社外監査役として選任しております。なお、提出日現在同氏は、当社の新株予約権100株を所有しておりますが、当社との人的・資本的関係、取引関係及びその他利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと考えております。

当社では社外役員を選任するための独立性に関する基準または方針としての特段の定めはありませんが、経歴、当社との関係等から個別に判断し、当社からの独立性を確保できる方を候補者として選任することとしております。

③ リスク管理体制の整備の状況

当社におけるリスク管理体制は、「リスク管理規程」を制定し、リスク管理における基本方針の策定、個別リスクの管理状況の把握、リスク回避措置の指導監督、役員及び従業員に対する教育研修等を行いリスク管理の強化を図っております。また、代表取締役を委員長とし、取締役・監査役・内部監査担当者・各ユニット責任者にて組織するリスク管理委員会を設置し、年に4回以上委員会を開催しております。

なお、不測の事態が生じた場合には、対策チーム等を設置し、情報開示を含む迅速な対応を行い、損害の拡大

を防止する体制を整えることとしております。

④ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック・ オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	56,900	56,900	—	—	—	3
社外取締役	3,000	3,000	—	—	—	1
社外監査役	4,150	4,150	—	—	—	4

ロ. 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ. 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

使用人兼務役員が存在しないため、記載しておりません。

二. 役員の報酬の額又はその算定方法の決定に関する方針

当社の役員報酬については、株主総会にて決定される報酬総額の範囲内で、取締役の報酬については取締役会の決議により決定し、監査役の報酬については、監査役会にて協議の上決定しております。

⑤ 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨を定款に定めております。

⑥ 取締役の選解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を定款で定めております。

⑦ 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役(取締役であった者を含む)及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

⑧ 取締役及び監査役の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項に基づき、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)及び監査役との間に、同法425条第1項における損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

⑨ 中間配当に関する事項

当社は、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能とするためであります。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の代表取締役社長である富田直人は、支配株主に該当いたします。当該支配株主との取引が発生する場合には、少数株主の利益を損なうことのないよう、取引理由及びその必要性、取引条件及びその決定方法の妥当性等について、取締役会において十分審議した上で意思決定を行うこととしております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

最近事業年度の前事業年度		最近事業年度	
監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
5,000	—	8,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模や特性に照らして監査計画、監査内容、監査日数等を勘案し、双方協議の上で監査報酬を決定しております。

第5 【経理の状況】

1 財務諸表及び四半期財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令63号)に基づいて作成しております。

2 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)及び当事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表について、新日本有限責任監査法人の四半期レビューを受けております。

3 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表及び四半期連結財務諸表を作成しておりません。

4 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握し、会計基準等の変更等について適時に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の主催する研修に適宜参加し、財務諸表等の適正性の確保に努めております。

1 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	129,363	303,618
売掛金	163,509	132,758
仕掛品	238	454
貯蔵品	518	191
前払費用	※1 78,200	57,283
繰延税金資産	15,045	10,536
未収還付法人税等	—	3,304
未収入金	242	16,764
その他	395	6
貸倒引当金	△777	△664
流動資産合計	386,736	524,252
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	14,029	12,384
工具、器具及び備品（純額）	1,886	1,310
土地	263	263
有形固定資産合計	※2 16,179	※2 13,958
無形固定資産		
商標権	213	372
ソフトウエア	25,046	36,712
その他	1,151	1,151
無形固定資産合計	26,411	38,237
投資その他の資産		
関係会社株式	500	—
破産更生債権等	0	129
長期前払費用	1,080	413
長期未収入金	—	11,250
繰延税金資産	8,387	6,295
差入保証金	22,540	19,621
その他	1,810	1,848
貸倒引当金	—	△153
投資その他の資産合計	34,318	39,404
固定資産合計	76,910	91,600
資産合計	463,646	615,852

(単位：千円)

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	130,577	39,505
短期借入金	—	40,000
1年内返済予定の長期借入金	26,196	56,640
未払金	8,655	18,687
未払費用	34,581	32,054
未払法人税等	23,276	—
未払消費税等	40,001	977
前受金	16,728	18,170
預り金	2,265	3,096
賞与引当金	32,500	27,000
その他	—	199
流動負債合計	314,782	236,331
固定負債		
長期借入金	48,792	150,037
関係会社事業損失引当金	14,133	—
固定負債合計	62,925	150,037
負債合計	377,707	386,368
純資産の部		
株主資本		
資本金	33,430	98,616
資本剰余金		
資本準備金	12,840	78,026
資本剰余金合計	12,840	78,026
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	39,668	52,841
利益剰余金合計	39,668	52,841
株主資本合計	85,938	229,484
純資産合計	85,938	229,484
負債純資産合計	463,646	615,852

【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

当第2四半期会計期間
(平成28年9月30日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	362, 490
売掛金	150, 258
その他	88, 491
貸倒引当金	△877
流動資産合計	600, 363
固定資産	
有形固定資産	11, 180
無形固定資産	42, 966
投資その他の資産	
差入保証金	18, 852
その他	12, 194
貸倒引当金	△153
投資その他の資産合計	30, 892
固定資産合計	85, 039
資産合計	685, 402
負債の部	
流動負債	
買掛金	32, 077
1年内返済予定の長期借入金	55, 806
未払法人税等	45, 306
賞与引当金	29, 250
その他	87, 200
流動負債合計	249, 640
固定負債	
長期借入金	122, 551
固定負債合計	122, 551
負債合計	372, 191
純資産の部	
株主資本	
資本金	98, 616
資本剰余金	78, 026
利益剰余金	136, 568
株主資本合計	313, 211
純資産合計	313, 211
負債純資産合計	685, 402

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上高	1,564,888	1,303,891
売上原価	※1 1,093,927	※1 766,661
売上総利益	470,961	537,230
販売費及び一般管理費	※1, 2 424,865	※1, 2 533,288
営業利益	46,095	3,941
営業外収益		
受取利息	20	34
助成金収入	100	2,500
為替差益	—	561
その他	63	401
営業外収益合計	184	3,496
営業外費用		
支払利息	910	1,487
為替差損	62	—
新株予約権発行費	190	348
株式交付費	90	576
その他	243	261
営業外費用合計	1,497	2,672
経常利益	44,782	4,765
特別利益		
事業譲渡益	—	37,037
特別利益合計	—	37,037
特別損失		
固定資産売却損	※3 720	—
固定資産除却損	※4 4,854	※4 999
関係会社出資金評価損	3,022	—
関係会社事業損失引当金繰入額	14,133	—
関係会社清算損	—	13,400
特別損失合計	22,730	14,399
税引前当期純利益	22,051	27,402
法人税、住民税及び事業税	23,280	7,628
法人税等調整額	△7,357	6,601
法人税等合計	15,923	14,229
当期純利益	6,128	13,172

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)		当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
I 仕入高	※1	779,080	71.7	536,008	69.9
II 労務費		224,086	20.6	131,303	17.1
III 経費		83,088	7.7	99,565	13.0
当期総費用		1,086,255	100.0	766,877	100.0
仕掛品期首たな卸高		7,909		238	
合計		1,094,165		767,116	
仕掛品期末たな卸高		238		454	
売上原価		1,093,927		766,661	

(注) ※1 主な内訳は、次のとおりであります。

項目	前事業年度(千円)	当事業年度(千円)
地代家賃	21,008	13,400
業務委託費	18,474	47,117
システム利用料	12,257	10,856

(原価計算の方法)

当社の原価計算は、個別原価計算による実際原価計算であります。

【四半期損益計算書】

【第2四半期累計期間】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
売上高	601,438
売上原価	231,232
売上総利益	370,206
販売費及び一般管理費	※ 277,980
営業利益	92,226
営業外収益	
受取利息	1
保険解約返戻金	36,726
その他	197
営業外収益合計	36,925
営業外費用	
支払利息	816
支払手数料	2,000
営業外費用合計	2,816
経常利益	126,335
特別損失	
固定資産除却損	2,012
特別損失合計	2,012
税引前四半期純利益	124,322
法人税、住民税及び事業税	45,306
法人税等調整額	△4,710
法人税等合計	40,595
四半期純利益	83,726

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	33,105	12,515	12,515	33,540	33,540	79,160	79,160	
当期変動額								
新株の発行	325	325	325			650	650	
当期純利益				6,128	6,128	6,128	6,128	
当期変動額合計	325	325	325	6,128	6,128	6,778	6,778	
当期末残高	33,430	12,840	12,840	39,668	39,668	85,938	85,938	

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

(単位:千円)

資本金	株主資本						純資産合計	
	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計			
	資本準備金	資本剰余金合計	その他 利益剰余金	利益剰余金合計				
			繰越利益剰余金					
当期首残高	33,430	12,840	12,840	39,668	39,668	85,938	85,938	
当期変動額								
新株の発行	65,186	65,186	65,186			130,372	130,372	
当期純利益				13,172	13,172	13,172	13,172	
当期変動額合計	65,186	65,186	65,186	13,172	13,172	143,545	143,545	
当期末残高	98,616	78,026	78,026	52,841	52,841	229,484	229,484	

④ 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	22,051	27,402
減価償却費	12,262	11,725
関係会社出資金評価損	3,022	—
受取利息	△20	△34
貸倒り当金の増減額（△は減少）	△1,096	41
賞与引当金の増減額（△は減少）	12,481	△5,500
関係会社事業損失引当金の増減額（△は減少）	14,133	△14,133
新株予約権発行費	190	348
株式交付費	90	576
支払利息	910	1,487
固定資産売却損	720	—
固定資産除却損	4,854	999
関係会社清算損	—	13,400
事業譲渡益	—	△37,037
売上債権の増減額（△は増加）	36,334	30,751
たな卸資産の増減額（△は増加）	7,406	111
仕入債務の増減額（△は減少）	△4,988	△91,071
未払消費税等の増減額（△は減少）	27,181	△38,994
前払費用の増減額（△は増加）	△43,754	7,606
その他	△1,557	4,739
小計	90,221	△87,581
利息及び配当金の受取額	20	34
利息の支払額	△698	△1,237
法人税等の支払額	△303	△34,209
営業活動によるキャッシュ・フロー	89,240	△122,994
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△2,721	—
無形固定資産の取得による支出	△12,965	△16,564
事業譲渡による収入	—	10,787
その他	△60	1,889
投資活動によるキャッシュ・フロー	△15,746	△3,887
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	—	70,000
短期借入金の返済による支出	—	△30,000
長期借入れによる収入	—	230,000
長期借入金の返済による支出	△26,196	△98,311
新株予約権の発行による支出	△190	△348
株式の発行による収入	560	129,796
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,826	301,136
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	47,667	174,254
現金及び現金同等物の期首残高	81,696	129,363
現金及び現金同等物の期末残高	※1 129,363	※1 303,618

【四半期キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第2四半期累計期間
(自 平成28年4月1日
至 平成28年9月30日)

営業活動によるキャッシュ・フロー	
税引前四半期純利益	124, 322
減価償却費	7, 380
受取利息	△1
貸倒引当金の増減額（△は減少）	212
賞与引当金の増減額（△は減少）	2, 250
支払利息	816
保険解約返戻金	△36, 726
固定資産除却損	2, 012
売上債権の増減額（△は増加）	△17, 500
たな卸資産の増減額（△は増加）	645
仕入債務の増減額（△は減少）	△7, 428
未払消費税等の増減額（△は減少）	15, 816
その他	5, 584
小計	97, 384
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△761
保険金の受取額	36, 726
法人税等の支払額	△622
法人税等の還付額	3, 927
営業活動によるキャッシュ・フロー	136, 656
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△178
無形固定資産の取得による支出	△16, 785
事業譲渡による収入	7, 500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△9, 463
財務活動によるキャッシュ・フロー	
短期借入金の返済による支出	△40, 000
長期借入金の返済による支出	△28, 320
財務活動によるキャッシュ・フロー	△68, 320
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	58, 872
現金及び現金同等物の期首残高	303, 618
現金及び現金同等物の四半期末残高	※ 362, 490

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金
移動平均法による原価法

2 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

3 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物附属設備は除く。)については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりあります。

建物 8～34年
工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

4 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

6 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

7 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

(1) 仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 貯蔵品

最終仕入原価法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物(建物附属設備は除く。)については定額法、その他については定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 8～34年

工具、器具及び備品 5～8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

3 繰延資産の処理方法

(1) 株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

(2) 新株予約権発行費

支出時に全額費用として処理しております。

4 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

5 キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手元現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

6 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
前払費用	25,388千円	一千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
建物	4,324千円	6,030千円
工具、器具及び備品	4,433〃	3,063〃
計	8,758千円	9,094千円

3 当座貸越契約

当社は、運転資金の機動的な調達を行うため取引銀行1行と当座貸越契約を締結しております。

事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (平成27年3月31日)	当事業年度 (平成28年3月31日)
当座貸越極度額	一千円	40,000千円
借入実行残高	—〃	40,000〃
差引額	一千円	一千円

(損益計算書関係)

※1 関係会社取引は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
売上原価	10,679千円	54千円
販売費及び一般管理費	2,033千円	89千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
役員報酬	33,300千円	64,050千円
給料手当	155,570〃	188,404〃
賞与	23,520〃	18,933〃
賞与引当金繰入額	14,300〃	18,090〃
法定福利費	28,496〃	35,919〃
減価償却費	3,399〃	4,051〃
貸倒引当金繰入額	△1,096〃	41〃
おおよその割合		
販売費	41.2%	39.2%
一般管理費	58.8〃	60.8〃

※3 固定資産売却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
ソフトウェア	720千円	一千円

※4 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
工具、器具及び備品	139千円	一千円
ソフトウェア	4,714〃	999〃
計	4,854千円	999千円

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	603	5	—	608

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

第三者割当による募集株式発行による増加 5株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	608	698, 392	—	699, 000

(変動事由の概要)

普通株式の増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

(1) 第三者割当による募集株式発行による増加 91株

(2) 株式分割による増加 698, 301株

2 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4 配当に関する事項

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
現金及び預金	129, 363千円	303, 618千円
預入期間が3か月を超える定期預金	一千円	一千円
現金及び現金同等物	129, 363千円	303, 618千円

(リース取引関係)

重要性に乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については必要な資金を銀行借入により調達しております。当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、事務所の賃貸契約における保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用、未払法人税等及び未払消費税等は、その全てが1年以内の支払期日であります。

長期借入金は、主に運転資金を使途とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各ユニットからの報告に基づき担当ユニットが適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません((注2)をご参照ください。)。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	129,363	129,363	—
(2) 売掛金 貸倒引当金(※)	163,509 △777	162,731	—
(3) 差入保証金	22,540	22,467	△72
資産計	314,634	314,562	△72
(1) 買掛金	130,577	130,577	—
(2) 未払金	8,655	8,655	—
(3) 未払費用	34,581	34,581	—
(4) 未払法人税等	23,276	23,276	—
(5) 未払消費税等	40,001	40,001	—
(6) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	74,988	74,625	△362
負債計	312,080	311,717	△362

(※)売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位:千円)

区分	平成27年3月31日
関係会社株式	500

関係会社株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	129,271	—	—	—
売掛金	163,509	—	—	—
差入保証金	—	22,540	—	—
合計	292,781	22,540	—	—

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	26,196	24,196	19,759	4,837	—	—
合計	26,196	24,196	19,759	4,837	—	—

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については預金等に限定し、また、資金調達については必要な資金を銀行借入により調達しております。当社は、デリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金、未収入金及び長期未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。

差入保証金は、事務所の賃貸契約における保証金等であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金及び未払費用は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金及び長期借入金は、主に運転資金を使途とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権について、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財政状況の悪化等による回収懸念の軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクに晒されておりますが、市場の金利動向に留意しながら資金調達をしております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

各ユニットからの報告に基づき担当ユニットが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持をすることなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	303,618	303,618	—
(2) 売掛金 貸倒引当金(※)	132,758 △664	132,093	—
(3) 未収入金	16,764	16,764	
(4) 差入保証金	19,621	19,708	87
(5) 長期未収入金	11,250	11,312	62
資産計	483,347	483,496	149
(1) 買掛金	39,505	39,505	—
(2) 短期借入金	40,000	40,000	—
(3) 未払金	18,687	18,687	—
(4) 未払費用	32,054	32,054	—
(5) 長期借入金 (1年内返済予定の長期借入金含む)	206,677	205,133	△1,543
負債計	336,924	335,380	△1,543

(※)売掛金については対応する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 差入保証金

これらの時価については、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期未収入金

長期未収入金の時価については、回収可能性を反映した受取見込額を残存期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金含む)

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借り入れを行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	303,594	—	—	—
売掛金	132,758	—	—	—
未収入金	16,764	—	—	—
差入保証金	—	19,621	—	—
長期未収入金	—	11,250	—	—
合計	453,116	30,871	—	—

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	40,000	—	—	—	—	—
長期借入金	56,640	55,806	44,984	29,976	19,271	—
合計	96,640	55,806	44,984	29,976	19,271	—

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当該事業年度(平成27年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成19年8月22日	平成26年3月26日	平成27年3月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員3名 当社社外協力者1名	当社監査役1名 当社従業員4名 当社社外協力者1名	当社取締役3名 当社従業員4名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 30,000株	普通株式 61,000株
付与日	平成19年8月31日	平成26年3月28日	平成27年3月20日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいづれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権行使できないものとする。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができない。 ③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権行使することができない。	①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいづれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができない。 ③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権行使することができない。	①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいづれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権行使することができない。 ③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権行使することができない。
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成23年9月1日 至 平成29年8月21日	自 平成28年3月29日 至 平成36年2月29日	自 平成29年3月21日 至 平成37年2月28日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成19年8月22日	平成26年3月26日	平成27年3月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	30,000	—
付与	—	—	61,000
失効	—	—	—
権利確定	—	—	—
未確定残	—	30,000	61,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	15,000	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	15,000	—	—

② 単価情報

決議年月日	平成19年8月22日	平成26年3月26日	平成27年3月17日
権利行使価格(円)	130	130	130
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、簿価純資産方式により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により、算定を行う場合の本事業年度末における本源的価値の合計額及び、当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 一千円

(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源価値の合計額

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. ストック・オプションにかかる費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当該事業年度(平成28年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

なお、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株の割合で株式分割を行っておりますが、以下は、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

(1) ストック・オプションの内容

決議年月日	平成19年8月22日	平成26年3月26日	平成27年3月17日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役2名 当社従業員3名 当社社外協力者1名	当社監査役1名 当社従業員4名 当社社外協力者1名	当社取締役3名 当社従業員4名
株式の種類及び付与数	普通株式 30,000株	普通株式 30,000株	普通株式 61,000株
付与日	平成19年8月31日	平成26年3月28日	平成27年3月20日
権利確定条件	①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または顧問契約・コンサルティング契約を維持する社外協力者のいずれかの地位を保有していることを要する。ただし、取締役会が特に認めた場合は、この限りではない。 ②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。 ③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。		
対象勤務期間	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 平成23年9月1日 至 平成29年8月21日	自 平成28年3月29日 至 平成36年2月29日	自 平成29年3月21日 至 平成37年2月28日

決議年月日	平成27年9月28日	平成28年2月29日
付与対象者の区分及び人数	当社従業員2名	当社監査役3名 当社従業員61名
株式の種類及び付与数	普通株式 14,000株	普通株式 26,600株
付与日	平成27年10月1日	平成28年3月1日
権利確定条件	<p>①新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権」という。)は、権利行使時までの間、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、従業員または業務提携先である会社の取締役のいずれかの地位を保有していることを要し、それ以外の場合には新株予約権を行使できないものとする。ただし、任期満了、定年退職その他当社が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができない。</p> <p>③権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。</p> <p>④権利行使期間内であっても、新株予約権者は当社が当社株式を取引所へ上場等するまでの間は、新株予約権を行使することができない。</p>	
対象勤務期間	期間の定めはありません。	
権利行使期間	自 平成29年10月2日 至 平成38年8月31日	自 平成30年3月2日 至 平成38年1月31日

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成19年8月22日	平成26年3月26日	平成27年3月17日
権利確定前(株)			
前事業年度末	—	30,000	61,000
付与	—	—	—
失効	—	—	—
権利確定	—	30,000	—
未確定残	—	—	61,000
権利確定後(株)			
前事業年度末	15,000	—	—
権利確定	—	30,000	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	15,000	30,000	—

決議年月日	平成27年9月28日	平成28年2月29日
権利確定前(株)		
前事業年度末	—	—
付与	14,000	26,600
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	14,000	26,600
権利確定後(株)		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

② 単価情報

決議年月日	平成19年8月22日	平成26年3月26日	平成27年3月17日
権利行使価格(円)	130	130	130
行使時平均株価(円)	—	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—	—

決議年月日	平成27年9月28日	平成28年2月29日
権利行使価格(円)	1,500	1,500
行使時平均株価(円)	—	—
付与日における 公正な評価単価(円)	—	—

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社は未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる自社の株式価値は、DCF法(ディスカウンティング・キャッシュフロー法)により算定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により、算定を行う場合の本事業年度末における本源的価値の合計額及び、当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) ストック・オプションの本源的価値の合計額 一千円

(2) 権利行使されたストック・オプションの権利行使における本源価値の合計額

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度(平成27年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	11,492千円
未払事業税	2,016〃
ソフトウェア	6,811〃
差入保証金	1,360〃
関係会社事業損失引当金	4,997〃
関係会社出資金評価損	1,068〃
その他	3,769〃
繰延税金資産小計	31,516千円
評価性引当額	△8,083〃
繰延税金資産合計	23,433千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	37.11%
(調整)	
住民税均等割等	0.99%
評価性引当額の増減	34.77%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	5.27%
軽減税率による法人税等負担額に対する影響額	△4.87%
その他	△1.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	72.21%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第2号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の37.11%から平成27年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については35.36%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が1,162千円減少し、法人税等調整額が1,162千円増加しております。

当事業年度(平成28年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
関係会社事業損失	9,523千円
賞与引当金	9,398〃
ソフトウェア	4,420〃
差入保証金	1,874〃
未払費用	1,430〃
その他	3,300〃
繰延税金資産小計	29,949千円
評価性引当額	△12,802〃
繰延税金資産合計	17,146千円
繰延税金負債	
未収還付事業税	△314千円
繰延税金負債合計	△314千円
繰延税金資産の純額	16,832千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	35.36%
(調整)	
住民税均等割等	1.93%
評価性引当額の増減	17.86%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.00%
その他	△4.22%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	51.93%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」(平成28年法律第13号)が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.36%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については34.81%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、34.59%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が274千円減少し、法人税等調整額が274千円増加しております。

(企業結合等関係)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

事業分離

(1) 事業分離の概要

- ① 分離先企業の名称
株式会社カルテットコミュニケーションズ
- ② 分離した事業の内容
リストティング広告代行サービス
- ③ 事業分離を行った主な理由
経営資源の集中を図るため
- ④ 事業分離日
平成27年12月1日
- ⑤ 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

(2) 実施した会計処理の概要

- ① 移転損益の金額
37,037千円
- ② 移転した事業に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳
移転した事業に係る資産及び負債はありません。
- ③ 会計処理
移転したことにより受け取った対価となる財の時価を移転損益として認識しております。

(3) 分離した事業が含まれていた報告セグメント

マーケティング代行事業

(4) 当事業年度の損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高	291,473千円
営業利益	19,996 //

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「オンラインメディア事業」、「セールスクラウド事業」及び「マーケティング代行事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

オンラインメディア事業は、主に「ITトレンド」及び「BIZトレンド」の提供を行っております。

セールスクラウド事業は、主に「List Finder」及びそれに付随するコンサルティングサービスの提供を行っております。

マーケティング代行事業は、主にテレマーケティング、リストティング広告及びWeb制作等の代行サービスを行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	オンラインメ ディア事業	セールスクラ ウド事業	マーケティン グ代行事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	532,090	170,574	862,223	1,564,888	—	1,564,888
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	532,090	170,574	862,223	1,564,888	—	1,564,888
セグメント利益	190,621	22,347	82,944	295,913	△249,817	46,095
セグメント資産	7,867	13,779	—	21,646	441,999	463,646
その他の項目						
減価償却費	2,735	4,568	428	7,733	4,529	12,262
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	1,112	10,287	—	11,399	2,931	14,330

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△249,817千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額441,999千円は、主に報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。
- (3) その他の項目の減価償却費の調整額4,529千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額2,931千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

2. セグメント利益は損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、「オンラインメディア事業」、「セールスクラウド事業」及び「マーケティング代行事業」の3つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

オンラインメディア事業は、主に「ITトレンド」及び「BIZトレンド」の提供を行っております。

セールスクラウド事業は、主に「List Finder」及びそれに付随するコンサルティングサービスの提供を行っております。

マーケティング代行事業は、主にテレマーケティング、リストティング広告及びWeb制作等の代行サービスを行っております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「重要な会計方針」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：千円)

	報告セグメント				調整額 (注) 1	財務諸表 計上額 (注) 2
	オンラインメ ディア事業	セールスクラ ウド事業	マーケティン グ代行事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	666,395	248,838	388,657	1,303,891	—	1,303,891
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—
計	666,395	248,838	388,657	1,303,891	—	1,303,891
セグメント利益	246,243	28,713	53,357	328,314	△324,372	3,941
セグメント資産	5,510	21,242	—	26,753	589,098	615,852
その他の項目						
減価償却費	3,510	4,402	88	8,002	3,723	11,725
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	975	12,112	—	13,087	9,271	22,359

(注) 1. 調整額の内容は以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△324,372千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用であります。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- (2) セグメント資産の調整額589,098千円は、主に報告セグメントに配分していない全社資産が含まれております。
- (3) その他の項目の減価償却費の調整額3,723千円、有形固定資産及び無形固定資産の増加額9,271千円は、報告セグメントに配分していない全社資産に係るものであります。

2. セグメント利益は損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

(持分法損益等)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1. 関連会社に関する事項

利益基準及び利益剰余金基準からみて重要性の乏しい関連会社のみであるため、記載を省略しております。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1. 関連会社に関する事項

該当事項はありません。

2. 開示対象特別目的会社に関する事項

当社は、開示対象特別目的会社を有しておりません。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る)等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び 主要株主	富田 直人	—	—	当社代表 取締役社長	(被所有) 直接 95.4	債務被保証	当社銀行借 入に対する 債務被保証 (注) 2	64,988	—	—

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 上記の金額には消費税等が含まれておりません。

2. 当社は金融機関からの借入に対して、当社代表取締役社長富田直人の債務保証を受けております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

1 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

財務諸表提出会社の子会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (千VND)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	INNOVATION VIETNAM COMPANY LIMITED	ベトナム 国ホーチ ミン市	631,080	ソフトウェ ア制作	(所有) 直接 100.0	役員の兼任	債権放棄 (注) 1	27,533	—	—

(注) 1. INNOVATION VIETNAM COMPANY LIMITEDに対する債権放棄は、同社の清算手続き開始に伴い行ったものであります。

なお、債権放棄にあたり、前期に計上した関係会社事業損失引当金14,133千円を取崩し、残額の13,400千円を関係会社清算損として計上しております。

2. 取引金額には消費税等を含めておりません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
1 株当たり純資産額	141.35円	328.30円
1 株当たり当期純利益金額	10.16円	19.58円

- (注) 1. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
2. 当社は、平成28年 2月29日付けで普通株式 1 株につき普通株式1,000株の割合で株式分割を行っております。
- 前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して 1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1 株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)	当事業年度 (自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)
当期純利益金額(千円)	6,128	13,172
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益金額(千円)	6,128	13,172
普通株式の期中平均株式数(株)	603,164	672,893
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額の算定に含まれなかつた潜在株式の概要	新株予約権の種類 3 種類 (新株予約権の数106個)	新株予約権 5 種類(新株予約権の数26,720個)これらの詳細は、「第4 提出会社の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度(自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(会計方針の変更等)

当第2四半期累計期間
(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取り扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を第1四半期会計期間に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当第2四半期累計期間において、四半期財務諸表への影響額はありません。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を第1四半期会計期間から適用しております。

(四半期損益計算書関係)

※ 販売費及び一般管理費の主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
役員報酬	34,590千円
給与手当	104,419〃
賞与引当金繰入額	20,998〃
法定福利費	20,442〃
貸倒引当金繰入額	212〃

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)	
現金及び預金	362,490千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	—
現金及び現金同等物	362,490千円

(株主資本等関係)

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

1 配当金支払額

該当事項はありません。

2 基準日が当第2四半期累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

3 株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第2四半期累計期間(自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)

報告セグメントごとの売上高、利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			調整額 (注1)	四半期損益 計算書計上額 (注2)
	オンライン メディア事業	セールス クラウド事業	計		
売上高					
外部顧客への売上高	451,593	149,844	601,438	—	601,438
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	—	—
計	451,593	149,844	601,438	—	601,438
セグメント利益	222,603	33,744	256,348	△164,121	92,226

(注) 1. セグメント利益の調整額は、各報告セグメントに配分していない全社費用が含まれております。全社費用
は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

2. セグメント利益は、四半期損益計算書の営業利益と調整を行っております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	当第2四半期累計期間 (自 平成28年4月1日 至 平成28年9月30日)
1株当たり四半期純利益金額	119.78円
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	83,726
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	83,726
普通株式の期中平均株式数(株)	699,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかつた潜在株式 で、前事業年度末から重要な変更があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であ
り、期中平均株価が把握できないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】(平成28年3月31日現在)

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額(千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定 資産	建物	18,415	—	—	18,415	6,030	1,644	12,384
	工具、器具 及び備品	4,428	—	54	4,374	3,063	575	1,310
	土地	263	—	—	263	—	—	263
	計	23,107	—	54	23,053	9,094	2,220	13,958
無形固定 資産	商標権	545	320	—	865	493	161	372
	ソフト ウェア	35,447	22,039	1,715	55,771	19,058	9,343	36,712
	その他	1,151	—	—	1,151	—	—	1,151
	計	37,144	22,359	1,715	57,788	19,551	9,504	38,237
投資その 他の資産	長期前払費用	1,790	930	—	2,720	2,307	1,597	413
	計	1,790	930	—	2,720	2,307	1,597	413

(注) 1. 当期増加額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 「List Finder」システム追加開発費 11,980千円
ソフトウェア 社内システムの改修費用 9,084 " "

2. 当期減少額のうち主なものは次のとおりであります。

ソフトウェア 「ITトレンド」システムの部分除却等 540千円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	—	40,000	1.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	26,196	56,640	0.7	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	48,792	150,037	0.7	平成29年4月1日～ 平成32年11月30日
合計	74,988	246,677	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の貸借対照表日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	55,806	44,984	29,976	19,271

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	777	810	—	769	818
賞与引当金	32,500	27,000	32,500	—	27,000
関係会社事業損失引当金	14,133	—	14,133	—	—

(注) 1. 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」欄の金額は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】(平成28年3月31日現在)

① 現金及び預金

区分	金額(千円)
現金	23
預金	
普通預金	303,594
計	303,594
合計	303,618

② 売掛金

相手先別内訳

相手先	金額(千円)
㈱日経BP	11,832
㈱デジジャパン	2,894
㈱シーエスエム	2,417
PTCジャパン㈱	2,203
㈱カルテットコミュニケーションズ	2,197
その他	111,213
合計	132,758

売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

当期首残高(千円) (A)	当期発生高(千円) (B)	当期回収高(千円) (C)	当期末残高(千円) (D)	回収率(%) $\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	滞留期間(日)
					$\frac{(A)+(D)}{2}$ $\frac{(B)}{366}$
163,509	1,359,866	1,390,617	132,758	91.3	40

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記金額には消費税等が含まれております。

③ 仕掛品

品名	金額(千円)
セールスクラウド事業	454
合計	454

④ 貯蔵品

区分	金額(千円)
事務用品等	191
合計	191

⑤ 前払費用

相手先	金額(千円)
ヤフー [㈱]	26,298
スローガン [㈱]	10,460
リードエグジビションジャパン [㈱]	3,706
東急リアルエステート投資法人	3,544
SMBC日興証券 [㈱]	2,160
その他	11,112
合計	57,283

⑥ 買掛金

相手先	金額(千円)
Google [㈱]	18,417
デジタル・アドバタイジング・コンソーシアム [㈱]	3,709
日経BP [㈱]	2,593
アドミューズ [㈱]	2,205
シーエスエム [㈱]	1,673
その他	10,906
合計	39,505

⑦ 短期借入金

相手先	金額(千円)
三井住友銀行 [㈱]	40,000
合計	40,000

⑧ 1年内返済予定の長期借入金

相手先	金額(千円)
㈱みずほ銀行	19,980
㈱りそな銀行	16,656
㈱三井住友銀行	10,008
㈱三三菱東京UFJ銀行	9,996
合計	56,640

⑨ 未払費用

区分	金額(千円)
未払給与	22,999
未払社会保険料	7,886
その他	1,169
合計	32,054

⑩ 長期借入金

相手先	金額(千円)
㈱みずほ銀行	73,360
㈱三三菱東京UFJ銀行	35,839
㈱りそな銀行	25,016
㈱三井住友銀行	15,822
合計	150,037

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで	
定時株主総会	毎年6月	
基準日	毎年3月31日	
株券の種類	—	
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日	
1単元の株式数	100株	
株式の名義書換え(注)1		
取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店 みずほ証券株式会社 本店、全国各支店及び営業所	
名義書換手数料	無料	
新券交付手数料	—	
単元未満株式の買取り		
取扱場所	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	みずほ信託銀行株式会社
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲1丁目2番1号	みずほ信託銀行株式会社
取次所	みずほ信託銀行株式会社 全国各支店(注)1	
買取手数料	無料(注)2	
公告掲載方法	電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。 公告掲載URL https://www.innovation.co.jp/	
株主に対する特典	なし	

- (注) 1 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
- 2 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
- 3 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当を受ける権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部 【株式公開情報】

第1 【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
平成27年5月13日	富田直人	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	株式会社NTI 代表取締役 富田直人	東京都渋谷区広尾四丁目1番6号	特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社、大株主上位10名)	100	13,000,000 (130,000) (注4)	所有者の事情による
平成27年10月1日	富田直人	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	鈴木陽三	E1 Sobrante, California United States of America	特別利害関係者等(大株主上位10名)	2	3,000,000 (1,500,000) (注5)	社外パートナーとしての事業支援
平成27年10月1日	富田直人	東京都渋谷区	特別利害関係者等(当社代表取締役、大株主上位10名)	当社従業員 持株会 理事長 岩永信義	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号	特別利害関係者等(大株主上位10名)	1	1,500,000 (1,500,000) (注5)	従業員の福利厚生充実による

(注) 1. 当社は、株式会社東京証券取引所への上場を予定しておりますが、同取引所が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等(従業員持株会を除く。以下1において同じ)が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(平成26年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載するものとするとされております。

- 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認するものとするとされております。また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。
- 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
 - 当社の特別利害関係者…………役員、その配偶者及び二親等内の血族(以下「役員等」という。)、役員等により総株主等の議決権の過半数を所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - 当社の大株主上位10名
 - 当社の人的関係会社及び資本的関係会社並びにこれらの役員
 - 金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業務を行う者に限る。)及びその役員並びに金融商品取引業者の人的関係会社及び資本的関係会社
- 移動価格は、簿価純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上決定しております。
- 移動価格は、DCF法(ディスカウンティング・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定いたしました。
- 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。上記移動株数及び単価は分割前の移動株数及び単価を記載しております。

第2 【第三者割当等の概況】

1 【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	株式①	株式②
発行年月日	平成27年3月20日	平成27年7月15日
種類	普通株式	普通株式
発行数	5株	91株
発行価格	130,000円 (注)4	1,432,666円 (注)5
資本組入額	65,000円	716,333円
発行価額の総額	650,000円	130,372,606円
資本組入額の総額	325,000円	65,186,303円
発行方法	有償第三者割当	有償第三者割当
保有期間等に関する確約	(注)2	(注)2

項目	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
発行年月日	平成27年3月20日	平成27年10月1日	平成28年3月1日
種類	第3回新株予約権 (ストック・オプション)	第4回新株予約権 (ストック・オプション)	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 61株	普通株式 14株	普通株式 26,600株
発行価格	130,000円 (注)4	1,500,000円 (注)5	1,500円 (注)5
資本組入額	65,000円	750,000円	750円
発行価額の総額	7,930,000円	21,000,000円	39,900,000円
資本組入額の総額	3,965,000円	10,500,000円	19,950,000円
発行方法	平成27年3月17日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行つております。	平成27年9月28日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行つております。	平成28年2月29日開催の当社臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権(ストック・オプション)の付与に関する決議を行つております。
保有期間等に関する確約	(注)3	(注)3	(注)3

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則第255条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、第三者割当等による募集株式の割当を行っている場合(上場前の公募等による場合を除く。)には、新規上場申請者は、割当を受けた者との間で、書面により募集株式の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告並びに当該書面及び報告内容の公衆縦覧その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (2) 同取引所の定める同施行規則第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当を行っている場合には、新規上場申請者は、割当を受けた役員又は従業員等との間で書面により報酬として割当を受けた新株予約権の所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
- (3) 当社が、前2項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
- (4) 当社の場合、上場申請日直前事業年度の末日は、平成28年3月31日であります。
2. 同施行規則第255条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当を受けた者との間で、割当を受けた株式(以下「割当株式」という。)を、原則として、割当を受けた日から上場日以後6ヶ月間を経過する日(当該日において割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過していない場合には、割当株式に係る払込期日または払込期間の最終日以後1年間を経過する日)まで所有する等の確約を行っております。
3. 同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は割当を受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当を受けた新株予約権を、原則として割当を受けた日から上場日の前日または新株予約権の行使を行いう日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
4. 株式の発行価格及び行使に際して払込をなすべき金額は、純資産方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 株式の発行価額及び行使に際して払込をなすべき金額は、DCF法(ディスカウンティング・キャッシュフロー法)により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
6. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については以下のとおりであります。

	新株予約権①	新株予約権②	新株予約権③
行使時の払込金額	1株につき130,000円	1株につき1,500,000円	1株につき1,500円
行使期間	平成29年3月21日から 平成37年2月28日まで	平成29年10月2日から 平成37年8月31日まで	平成30年3月2日から 平成38年1月31日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	同上	同上	同上

7. 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、平成28年2月28日以前の発行に係る発行数、発行価格及び資本金組入額及び行使時の払込金額は分割前の内容を記載しております。

2 【取得者の概況】

株式①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
遠藤 俊一	東京都大田区	会社員	5	650,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、大 株主上位10名)

(注) 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株に株式分割してあります。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

株式②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
株式会社日経BP 代表取締役社長 長田 公平 資本金 400百万円	東京都港区白金 一丁目17番3号	出版社	70	100,286,620 (1,432,666)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)
株式会社リンクアンド モチベーション 代表取締役会長 小笹 芳央 資本金 1,380百万円	東京都中央区銀座 三丁目7番3号	コンサルティ ング	21	30,085,986 (1,432,666)	特別利害関係者等 (大株主上位10名)

(注) 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株に株式分割してあります。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権①

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
富田 直人	東京都渋谷区	会社役員	20	2,600,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社代表取締役、 大株主上位10名)
岸本 真行	東京都品川区	会社役員	20	2,600,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、 大株主上位10名)
遠藤 俊一	東京都大田区	会社員	10	1,300,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社取締役、 大株主上位10名)
長谷川 正和	千葉県船橋市	会社役員	5	650,000 (130,000)	特別利害関係者等 (当社取締役)
齊藤 和馬	東京都板橋区	会社員	2	260,000 (130,000)	当社従業員
宮村 佳祐	埼玉県戸田市	会社員	2	260,000 (130,000)	当社従業員
川上 明	東京都世田谷区	会社員	2	260,000 (130,000)	当社従業員

(注) 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株に株式分割してあります。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権②

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
安部 弘樹	東京都港区	会社員	7	10,500,000 (1,500,000)	当社従業員
内田 雅人	東京都世田谷区	会社員	7	10,500,000 (1,500,000)	当社従業員

(注) 平成28年2月15日開催の取締役会決議により、平成28年2月29日付で普通株式1株につき1,000株に株式分割しております。上記割当株数及び価格(単価)は分割前の割当株数及び価格(単価)を記載しております。

新株予約権③

取得者の氏名 又は名称	取得者の住所	取得者の 職業及び 事業の内容等	割当株数 (株)	価格(単価) (円)	取得者と 提出会社との関係
澤田 統吉	東京都台東区	会社員	7,000	10,500,000 (1,500)	当社従業員
山北 正晃	東京都豊島区	会社員	7,000	10,500,000 (1,500)	当社従業員

(注) 上記のほか、新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下の役員は3名、従業員は59名であり、その株式の総数は12,600株であります。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3 【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
富田 直人 (注) 1, 3	東京都渋谷区	497,000 (20,000)	58.81 (2.37)
株式会社NTI (注) 3, 4	東京都渋谷区広尾四丁目1番6号	100,000	11.83
株式会社日経BP (注) 3	東京都港区白金一丁目17番3号	70,000	8.28
岸本 真行 (注) 2, 3	東京都品川区	45,000 (25,000)	5.32 (2.96)
株式会社リンクアンドモチベーション (注) 3	東京都中央区銀座三丁目7番3号	21,000	2.48
遠藤 俊一 (注) 2, 3	東京都大田区	20,000 (15,000)	2.37 (1.77)
長谷川 正和 (注) 2	千葉県船橋市	10,000 (10,000)	1.18 (1.18)
関口 陽一 (注) 3, 5	東京都大田区	8,000 (5,000)	0.95 (0.59)
齊藤 和馬 (注) 5	東京都板橋区	7,000 (7,000)	0.83 (0.83)
宮村 佳祐 (注) 5	埼玉県戸田市	7,000 (7,000)	0.83 (0.83)
川上 明 (注) 5	東京都世田谷区	7,000 (7,000)	0.83 (0.83)
安部 弘樹 (注) 5	東京都品川区	7,000 (7,000)	0.83 (0.83)
内田 雅人 (注) 5	東京都世田谷区	7,000 (7,000)	0.83 (0.83)
澤田 統吉 (注) 5	神奈川県川崎市	7,000 (7,000)	0.83 (0.83)
山北 正晃 (注) 5	東京都豊島区	7,000 (7,000)	0.83 (0.83)
新田 克也	東京都千代田区	5,000 (5,000)	0.59 (0.59)
前山 奈津子	千葉県東金市	5,000 (5,000)	0.59 (0.59)
鈴木 陽三 (注) 3	El Sobrante, California United States of America	2,000	0.24
当社従業員持株会 (注) 3	東京都渋谷区渋谷三丁目10番13号	1,000	0.12
所有株式数500株の株主11名		5,500 (5,500)	0.65 (0.65)
所有株式数300株の株主10名		3,000 (3,000)	0.35 (0.35)
所有株式数100株の株主36名		3,600 (3,600)	0.43 (0.43)
計	—	845,100 (146,100)	100.00 (17.29)

- (注) 1. 特別利害関係者等(当社代表取締役)
 2. 特別利害関係者等(当社の取締役)
 3. 特別利害関係者等(当社の大株主上位10名)
 4. 特別利害関係者等(当社代表取締役が議決権の過半数を所有する会社)
 5. 当社の従業員
 6. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
 7. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

株式会社イノベーション
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イノベーションの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーションの平成27年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年11月11日

株式会社イノベーション
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 善方 正義㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社イノベーションの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第16期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社イノベーションの平成28年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年11月11日

株式会社イノベーション
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 鈴木 真一郎 

業務執行社員 公認会計士 善方 正義 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社イノベーションの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第17期事業年度の第2四半期会計期間(平成28年7月1日から平成28年9月30日まで)及び第2四半期累計期間(平成28年4月1日から平成28年9月30日まで)に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社イノベーションの平成28年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券届出書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

INNOVATION